

健やかで元気に育ち、育てる村 おしの

第 2 期 忍 野 村 子ども・子育て支援事業計画



忍 野 村
令和2年3月

目次

第1章 計画策定にあたって	1
1 計画策定の主旨	1
2 計画の性格・位置づけ	2
3 計画の期間	2
4 計画の対象	2
第2章 忍野村における子どもを取り巻く現状	3
1 統計データからみる現状	3
2 アンケート調査結果からみる現状	13
第3章 計画の基本的な考え方	21
1 基本理念	21
2 重点施策と分野別施策	22
3 施策の体系	24
第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）	25
1 子ども・子育て支援新制度の概要	25
2 教育・保育提供区域の設定	27
3 児童人口の将来推計	28
4 幼児期の学校教育・保育事業	29
5 地域子ども・子育て支援事業	32
6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保	39
7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保	39
第5章 分野別施策	40
1 地域における子育て支援の充実	40
2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進	42
3 子育てにやさしい生活環境の整備	46
4 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援	48
5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備	50
第6章 計画の推進に向けて	53
1 計画の推進体制	53
2 計画の進行管理	55
資料編	56
1 忍野村子ども・子育て支援運営委員会 設置要綱	56
2 忍野村子ども・子育て支援運営委員会 委員名簿	57
3 忍野村子ども・子育て支援事業計画策定経過	58

第1章 計画策定にあたって

1 計画策定の主旨

我が国の大きな社会問題の1つに少子高齢化があります。総務省の人口推計によると、令和元年8月1日時点の年齢3区分別人口割合は15歳未満人口12.1%、15～64歳人口59.5%、65歳以上人口28.4%となっており、我が国の子どもの数は高齢者の半分にも満たないことがわかります。この少子高齢化は、医療の進歩や生活環境の向上などにより人々の寿命が延びている一方で、生まれてくる子どもの数が伸び悩んでいることが主な原因であり、社会問題として取り上げられる背景には少子高齢化が進むことで将来的に高齢者を支える基盤や制度が成り立たなくなることや、働き手となる人口が減少することで経済活動が停滞すること等があります。

少子化の要因には、複雑に絡み合った様々な要素が挙げられます。女性の社会進出や地位向上、核家族化、経済問題、保育施設の不足、近所付き合いの希薄化、職場の理解不足、結婚や出産に対する意識の変化、ひとり親家庭の増加等、家庭によって子どもを産まない・増やさない理由など、様々です。しかし、それらの理由の多くは、現代社会における子育てのしにくさが根底にあります。子育てがしやすい社会となれば、子育てと仕事の両立ができるだけでなく、家庭の状況や考えに応じた子育てを行うことができるようになります。また、子育てがしやすい社会となれば、それぞれの家庭が望む数の子どもをもつことができるようになると見込まれています。

そこで、国は平成22年に「子ども・子育てビジョン」を閣議決定、平成24年に「子ども・子育て関連3法」を成立させ、平成27年より「子ども・子育て支援新制度」をスタートさせました。この新制度により、待機児童の解消等、すべての子育て家庭が必要とするサービス量や質を確保することを目指し、幼児教育や保育、地域における子育て支援の充実が進められることになりました。また、市町村が実施主体となったことで地域の状況に応じた支援ができるようになり、それまでよりも細かなニーズにも対応できる体制となりました。令和元年10月1日より始まった幼稚園や保育所等の無償化も、この新制度によって実現されたものです。さらに、国が主体で仕事と子育ての両立支援をしてワーク・ライフ・バランスを実現させる取り組みも進められていることから、今後の国や県、市町村における子育て支援は更に充実していくと思われれます。

本村においては、旧制度時から国や県の動きに合わせて子育て支援環境の整備に取り組んできました。また、平成26年度には新制度等を反映させた『子ども・子育て支援事業計画（平成27年度～平成31年度）』を策定し、時代に沿った柔軟な子育て支援の充実に努めてまいりました。平成30年度には忍野幼稚園を認定こども園忍野幼稚園に移行させ、保育が必要な子どもも受け入れられるようにしました。そして、この度、この現行計画が最終年度を迎えることから、国の動向や現状や課題等を踏まえ、子どもや子育て家庭だけでなく、地域や村が一体的に子育てに取り組むことができ、子どもの成長を共に喜ぶことができるよう、『第2期子ども・子育て支援事業計画（令和2年度～令和6年度）』を策定することとしました。

2 計画の性格・位置づけ

《子ども・子育て支援法 第61条》

市町村は、基本指針に即して、五年を一期とする教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業の提供体制の確保その他この法律に基づく業務の円滑な実施に関する計画（以下「市町村子ども・子育て支援事業計画」という。）を定めるものとする。

本計画は、子ども・子育て支援法 第61条に定められた「市町村子ども・子育て支援事業計画」です。また、村最上位計画である第6次忍野村総合計画や、村関連計画等との整合を図ります。さらに、次世代育成支援対策推進法に基づく次世代育成支援対策行動計画の一部を引き続き踏襲します。

3 計画の期間

本計画は、令和2年度～令和6年度の5か年計画です。

ただし、計画期間中であっても、社会情勢や関連法案の改正等を理由として子どもや子育て家庭を取り巻く環境が大きく変わり、計画の見直しが適当と思われる場合には適宜見直しを行います。

平成30年度 (2018年)	令和元年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)	令和7年度 (2025年)	令和8年度 (2026年)
-------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------	------------------

第1期

第2期 子ども・子育て支援事業計画

第3期

子ども・子育て新制度

(延長) 次世代育成支援対策推進法 (～令和7年度)

4 計画の対象

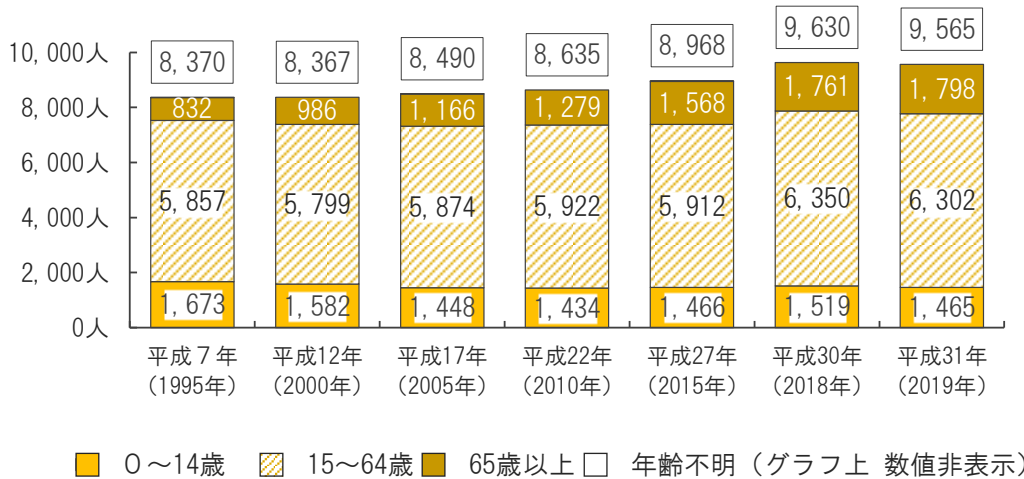
本計画における「子ども」とは、子ども・子育て支援法で定義されている『十八歳に達する日以後の最初の三月三十一日までの間にある者』とします。

第2章 忍野村における子どもを取り巻く現状

1 統計データからみる現状

①人口

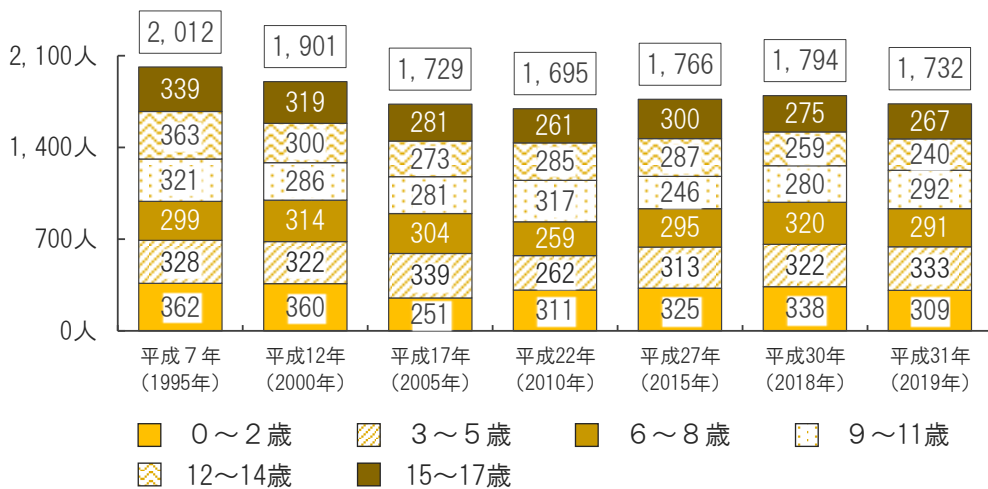
総人口・年齢3区分別人口の推移



資料：平成7年～平成27年「国勢調査」、平成30年～平成31年「住民基本台帳（3月31日時点）」

平成31年の総人口は9,565人で、その15.3%にあたる1,465人が0～14歳（年少人口）となっています。平成7年以降の推移をみると、総人口は増加や横ばい傾向にあり、全国的な減少傾向とは異なります。人口が増加しているのは、主に15～64歳（生産年齢人口）や65歳以上（老年人口）であり、0～14歳（年少人口）は1,500人前後で推移することが多くなっています。

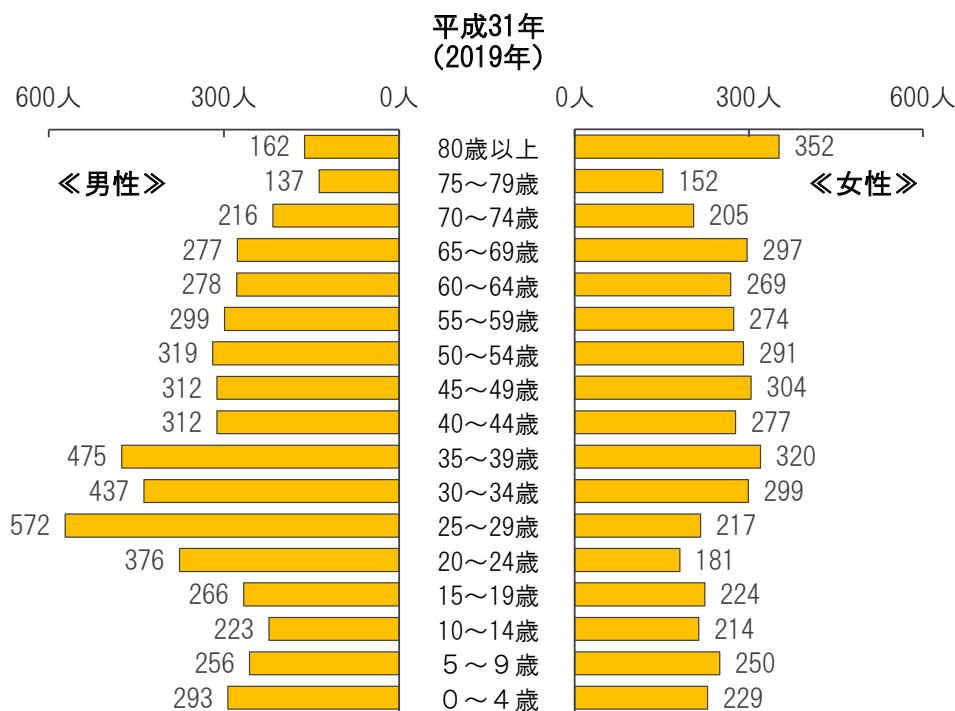
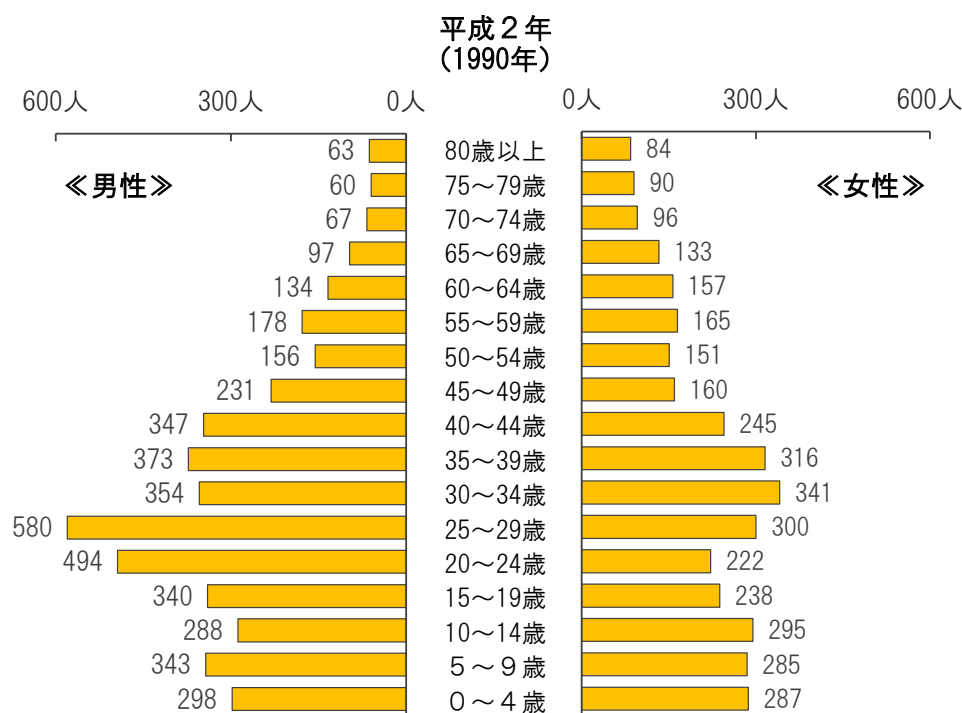
年齢別18歳未満人口の推移



資料：平成7年～平成27年「国勢調査」、平成30年～平成31年「住民基本台帳（3月31日時点）」

平成31年の18歳未満人口は1,732人で、年齢別にみると0～2歳、3～5歳は300人以上、その他の年齢は300人未満と、乳幼児がやや多くなっています。平成7年以降の推移をみると、平成22年までは18歳未満人口が減少傾向にあったものの、平成27年には移転して増加しています。

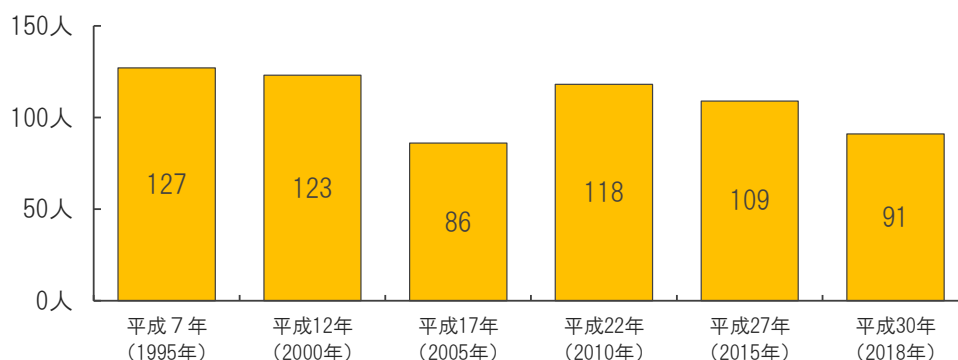
人口ピラミッド



資料：平成2年「国勢調査」、平成31年「住民基本台帳（3月31日時点）」

平成2年と平成31年の人口ピラミッドを比較すると、男女とも35~39歳、45歳以上において人口が増加しています。特に、50~74歳は男女ともに100人以上の増加となっています。また、女性の80歳以上は268人の増加と、平成2年の4倍以上となっています。一方で、0~29歳は男女ともに減少していますが、多くても男性20~24歳の118人の減少と減少幅は大きくなく、総人口は増加しています。

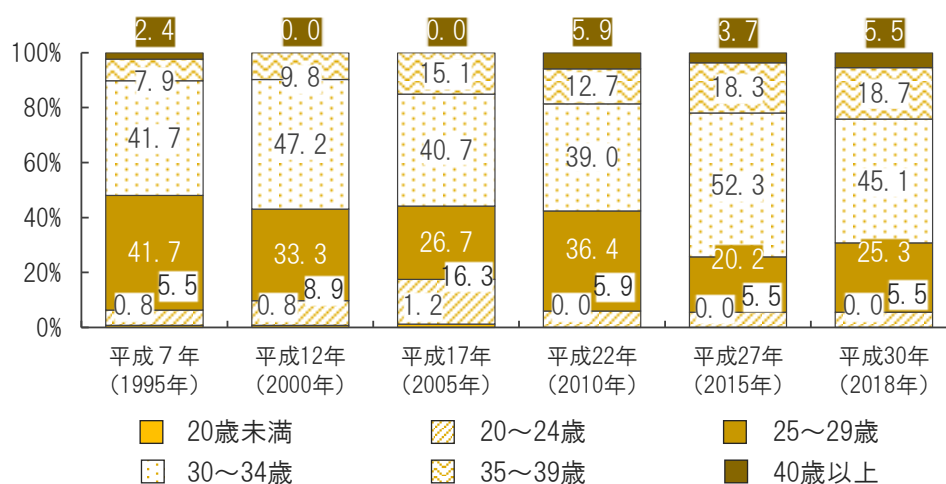
出生数の推移



資料：「人口動態統計」

平成30年度の出生数は91人と、100人を下回っています。平成7年度以降の推移をみると、100人を超えている年度が多くなっていますが、平成27年度以降は減少傾向にあります。

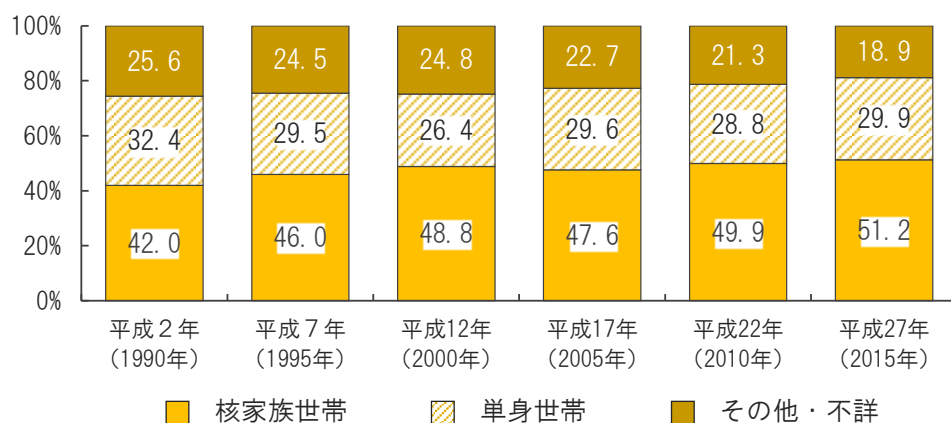
母親の年齢別出生数割合の推移



資料：「人口動態統計」

平成30年の母親の年齢別出生数割合は30～34歳が45.1%と最も多く、次いで25～29歳が25.3%、35～39歳が18.7%などとなっています。年代でみると、20歳未満が0.0%、20歳代が30.3%、30歳代が63.8%、40歳以上が5.5%と、6割以上が30歳代となっています。平成7年以降の推移をみると、平成7年は20歳代と30歳代が4割台後半とほぼ同じでしたが、その後は30歳代が20歳代を上回る傾向となっています。

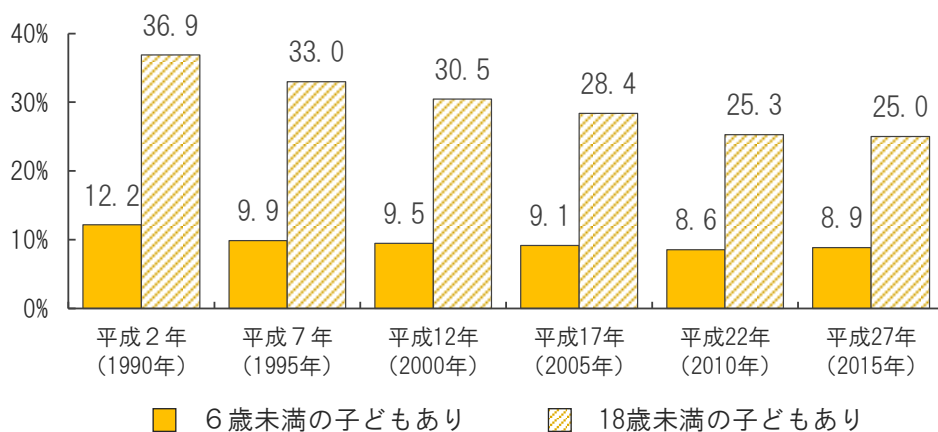
一般世帯における核家族割合の推移



資料：「国勢調査」

平成27年の一般世帯における核家族は51.2%と、半数を超えています。平成2年以降の推移をみると、緩やかに増加傾向にあったものの、半数を超えたのは平成27年が初めてです。

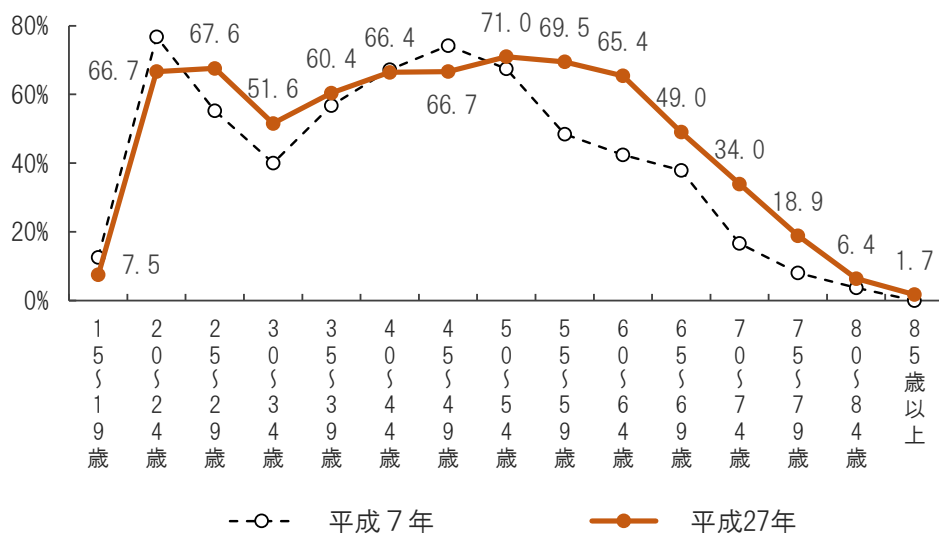
夫婦共働き世帯割合の推移



資料：「国勢調査」

平成27年の夫婦共働き世帯割合は、6歳未満の子どもがいる世帯では8.9%、18歳未満の子どもがいる世帯では25.0%となっています。平成2年以降の推移をみると、6歳未満の子どもがいる世帯、18歳未満の子どもがいる世帯ともに、夫婦共働き世帯割合は減少傾向にあります。

女性の年齢別就業率の比較

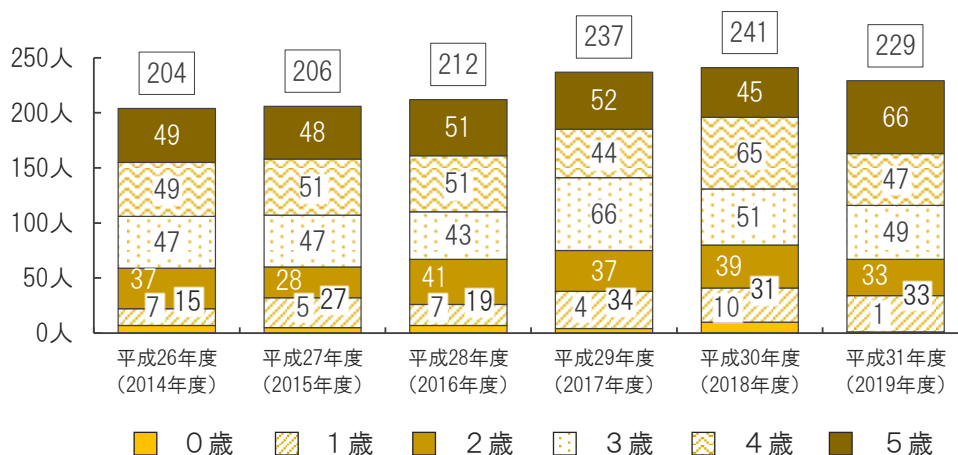


資料：「国勢調査」

平成7年と平成27年の女性の年齢別就業率を比較すると、20～24歳において10.1ポイント低く、25～34歳、55～79歳において10ポイント以上高くなっています。20～24歳は大学生にあたる年齢であることから、大学等に進学する女性が多くなり、就業率が下がったと思われます。また、結婚や出産を機に退職することが多い年齢である25～34歳は、近年の結婚や出産に対する意識の変化や、結婚や出産を経ても就労を続ける人が多くなったことにより、就業率は半数以上を保っています。さらに、子どもが独立したり、定年を迎えたりする55～79歳においても、老後の心配等から就労を続ける人が多くなっていると推測されます。

②教育・保育施設

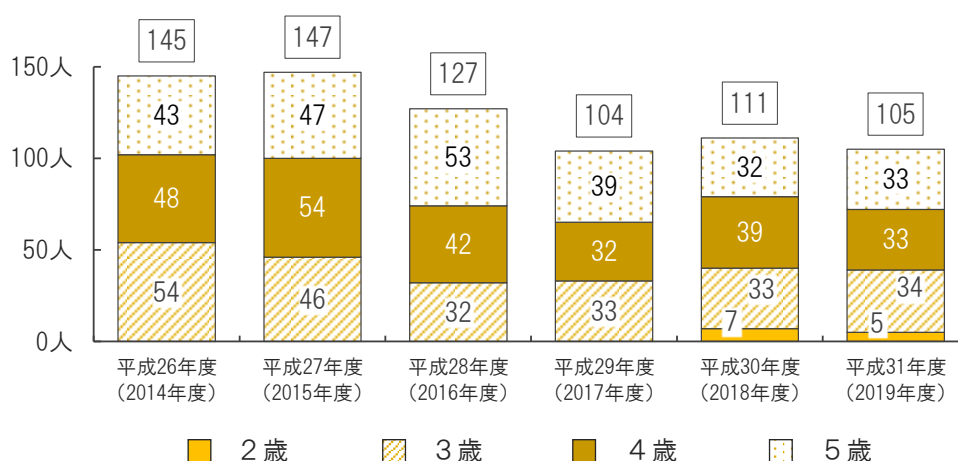
保育所在籍園児数の推移



資料：忍野村資料

平成31年度の保育所在籍園児数(村内2園合算)は、229人となっています。年齢別にみると、5歳が66人と最も多く、3歳が49人、4歳が47人と続きます。平成26年度以降の推移をみると、平成29年度以降の在籍園児数は230人前後となっています。年齢別は、年度によってばらつきがみられるものの、3歳以上児が全体の7割前後を占めています。

幼稚園・認定こども園在籍園児数の推移



資料：忍野村資料

平成31年度の幼稚園・認定こども園在籍園児数(村内1園：平成30年度に幼稚園から認定こども園に移行)は、105人となっています。年齢別にみると、2歳が5人、3歳が34人、4歳・5歳がそれぞれ33人となっています。平成26年度以降の推移をみると、在籍園児数は減少傾向にあります。年齢別では、平成28年度の3歳・4歳、平成29年度の4歳・5歳の減少が10人以上と多くなっています。

延長保育等の実施状況

特別保育	実施施設
延長保育（18時以降）	内野保育所、忍草保育所、森の中の保育園 エンジェルの森
一時預かり保育	内野保育所・認定こども園 忍野幼稚園
未満児保育	内野保育所、忍草保育所、森の中の保育園 エンジェルの森
園庭開放	忍草保育所
備考	認定こども園 ウブントウ忍野の森（令和2年度より）

資料：忍野村資料（令和元年度末）

村内の延長保育、一時預かり保育、未満児保育、園庭開放は、上表の内容で実施しています。

民間保育施設の状況

民間事業所による保育	種類	利用者数
森の中の保育園 エンジェルの森	個人	17
ファナック保育園	企業主導型	11

資料：忍野村資料（令和元年度末）

村内の民間保育施設は2か所あり、合計24名の子どもが利用しています。

託児サロンの利用状況の推移

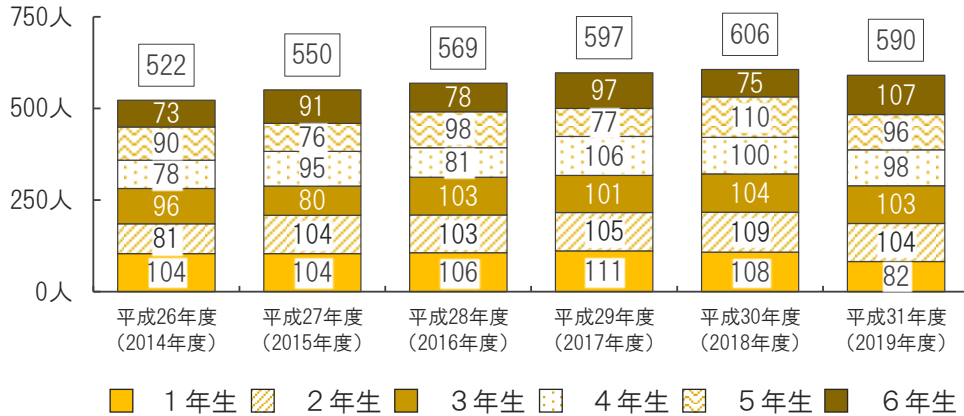
	H26年度 (2014年度)	H27年度 (2015年度)	H28年度 (2016年度)	H29年度 (2017年度)	H30年度 (2018年度)
実施回数	34回	34回	36回	33回	34回
延べ利用者数	238人	236人	330人	285人	258人

資料：忍野村資料

平成30年度の託児サロンの実施状況は、34回実施、実利用者数は258人となっています。平成26年度以降の推移を比較すると、平成28年度は実施箇所数が多かったこともあり、延べ利用者数も多くなっているものの、多くの年度で33～34回で実施、実利用者数は250人前後となっています。（託児サロンは、児童館及び保健センターで実施しています。）

③小学校・中学校

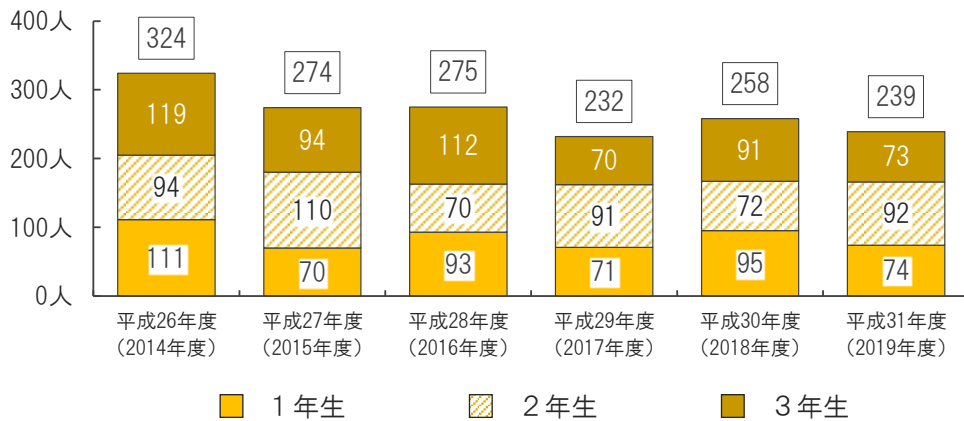
学年別小学校児童数の推移



資料：忍野村資料

平成31年度の小学校児童数（村内1校）は、590人となっています。学年別にみると、6年生が107人と最も多く、次いで2年生が104人、3年生が103人と続きます。平成26年度以降の推移をみると、小学校児童数は平成30年度まで増加傾向にあったものの、平成31年度に減少しています。

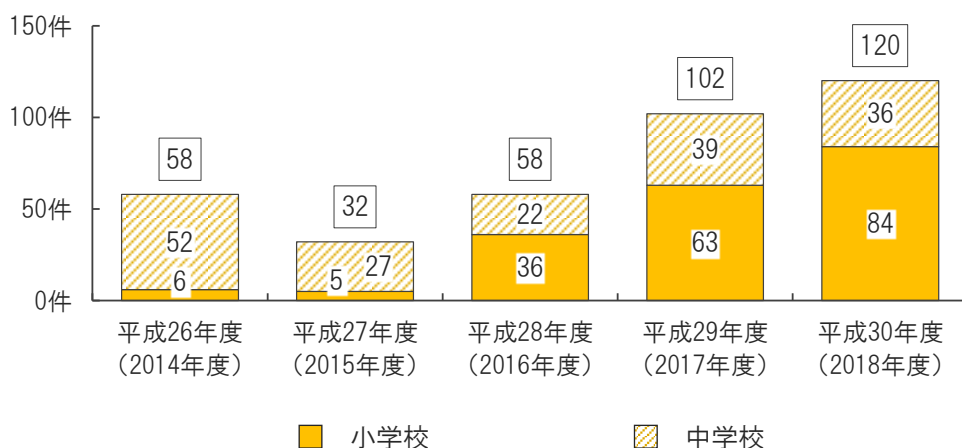
学年別中学校生徒数の推移



資料：忍野村資料

平成31年度の中学校児童数（村内1校）は、239人となっています。学年別にみると、2年生が92人と最も多く、次いで1年生が74人、3年生が73人と続きます。平成26年度以降の推移をみると、中学校生徒数は減少傾向にあることが多く、平成26年からの5年間で85人減少しています。

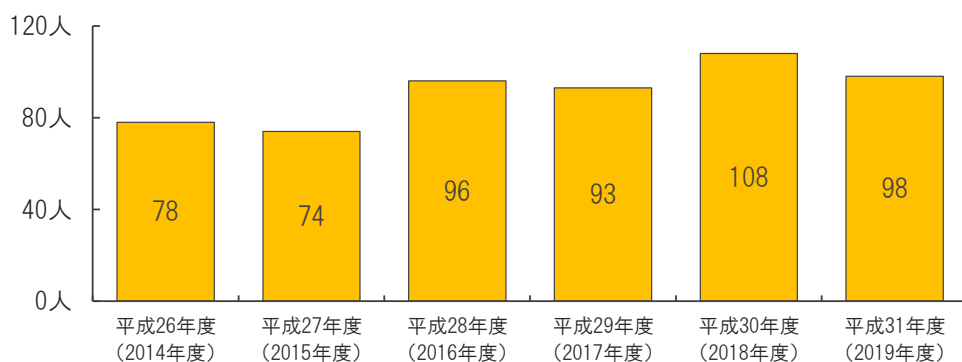
全国学校別いじめ件数の推移



資料：「特別支援教育体制整備状況等調査票」

平成30年度の全国のいじめ件数は120件で、その内訳は小学校が84件、中学校が36件となっています。平成26年度以降の推移をみると、いじめ件数は増加傾向にあります。この増加の背景には、度重なるいじめによる事件をきっかけとして、社会全体がいじめに関する認識を改めた（これまでいじめとしてこなかった事例もいじめとして取り扱うようになった）こともあると思われます。学校別では、平成27年度までは小学校より中学校で多かったものの、平成28年度以降は逆転しています。

放課後児童クラブ（学童保育）在籍者数の推移



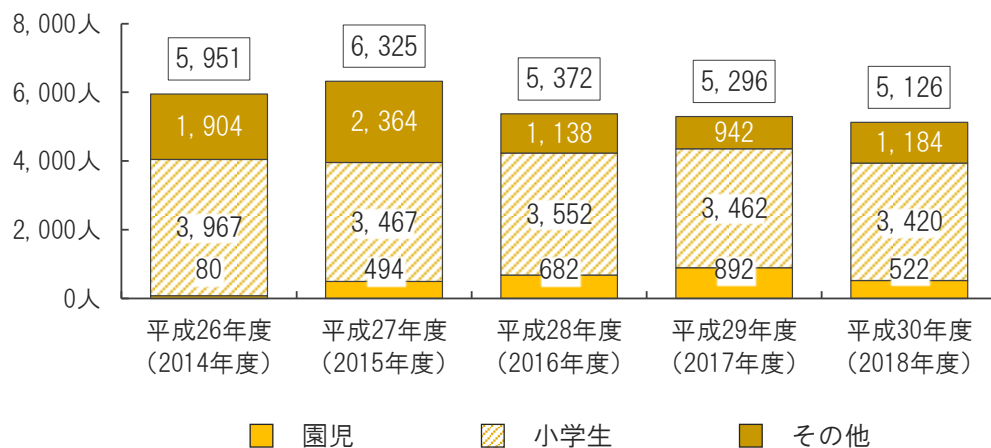
資料：忍野村資料

村内には、放課後児童クラブ（学童保育）が1か所あります。平日の下校時～18時に開館しています。また、長期休暇中の平日は8時半～18時に開館しています。館長と放課後児童指導員8名で運営しています。

平成31年度の放課後児童クラブ（学童保育）在籍者数は98人となっています。平成26年度以降の推移をみると、平成28年度以降は100人前後で推移することが多くなっています。

④その他

児童館利用者数の推移



資料：忍野村資料

村内には、児童館が1か所あります。学校休業日を除く平日に開館しており、乳幼児は10～14時、小中学生は下校時～18時の時間帯で利用できます。

平成30年度の児童館利用者数は5,126人で、その内訳は園児が522人、小学生が3,420人、その他が1,184人となっており、その6割以上を小学生が占めています。平成26年度以降の推移をみると、園児は平成29年度までは増加傾向にありましたが、平成30年度に減少しています。小学生は、平成27年度以降、前年より減少することが多くなっています。

公園一覧

公園名称	面積	遊具	水道	駐車場	トイレ	その他設備等
寛公園	953 m ²	無	無	無	有	
さかな公園	24,776 m ²	有	無	有	有	水族館、学習館
柳原公園	5,344 m ²	有	有	無	有	
菖蒲池公園	1,754 m ²	無	有	無	有	
笹尾根公園	14,768 m ²	無	無	無	有	
ポケットパークお宮橋	154.00 m ²	無	無	無	無	

資料：忍野村資料（令和元年度末現在）

村内には公園が6か所あります。

2 アンケート調査結果からみる現状

①子どもの育ちをめぐる環境について

子育て（教育・保育などを含む）に日常的に関わっている方（施設）

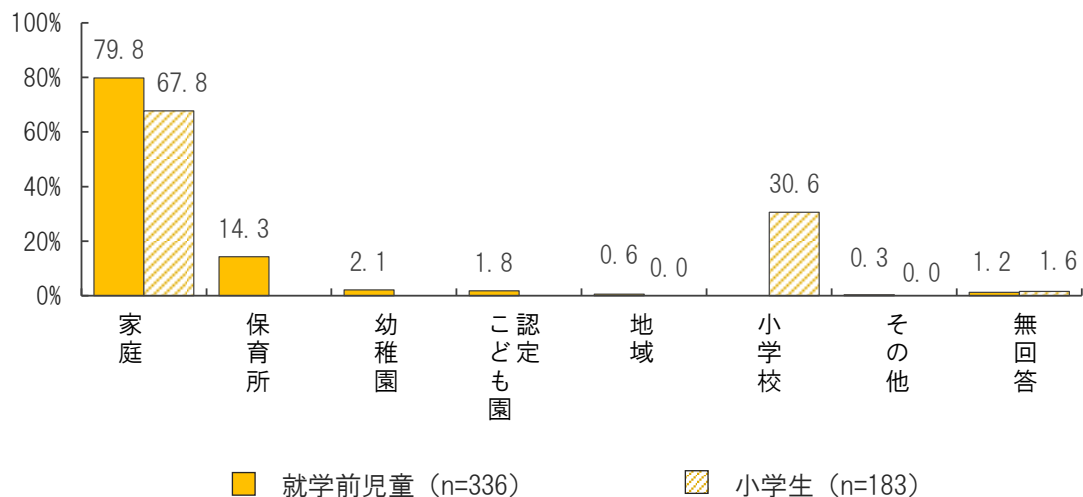
【就学前児童】「父母ともに」が65.5%、「保育所」、「祖父母」が続きます。

【小学生】「父母ともに」が54.6%、「母親」、「小学校」が続きます。

子育て（教育・保育などを含む）にもっとも影響すると思われる環境

【就学前児童】「家庭」が79.8%、「保育所」、「幼稚園」が続きます。

【小学生】「家庭」が67.8%、「小学校」が続きます。



日頃、子どもをみてもらえる親族・知人の有無

【就学前児童】「緊急時等には親族にみてもらえる」が46.4%、「日常的に親族にみてもらえる」、「いずれもない」が続きます。

【小学生】「日常的に親族にみてもらえる」が40.4%、「緊急時等には親族にみてもらえる」、「緊急時等には友人・知人にみてもらえる」が続きます。

子育て（教育・保育を含む）に関して、気軽に相談できる先

【就学前児童】「祖父母等の親族」、「友人・知人」がそれぞれ79.0%、「保育士」、「幼稚園教諭」が続きます。

【小学生】「友人・知人」が82.7%、「祖父母等の親族」、「小学校の先生」が続きます。

子育て（教育・保育を含む）に関する支援情報の入手先

【就学前児童】「知人・友人」が60.1%、「保育所」、「インターネット等」が続きます。

【小学生】「知人・友人」が62.3%、「小学校」、「広報おしの」が続きます。

②保護者の就労状況について

現在の就労状況

【就学前児童】

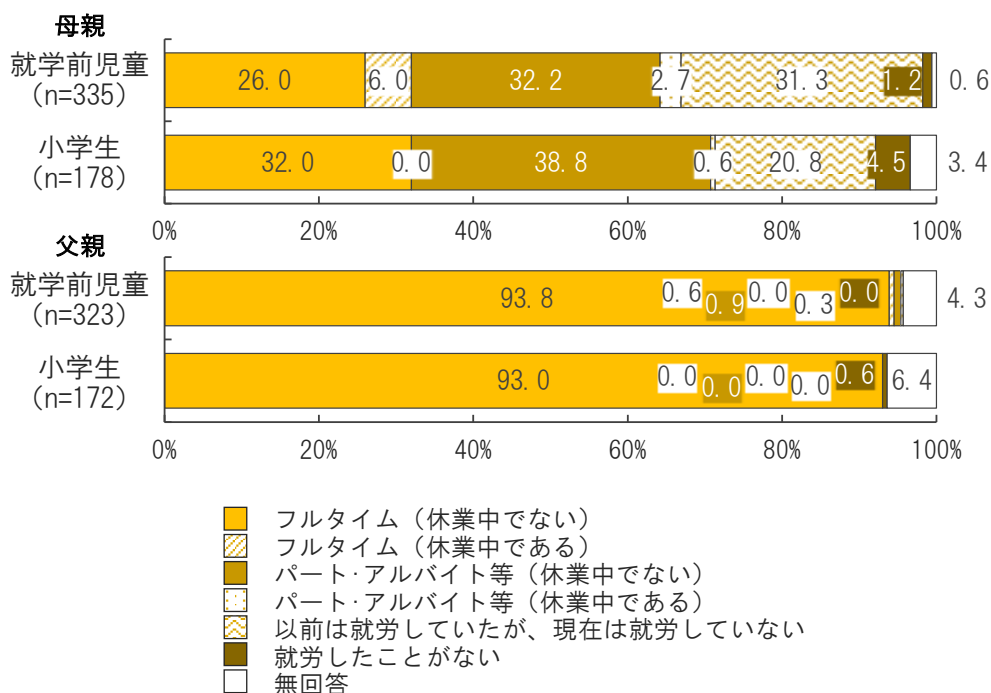
母親 : 「パート・アルバイト等 (休業中でない)」が 32.2%、「以前は就労していたが、現在は就労していない」、「フルタイム (休業中でない)」が続きます。

父親 : 「フルタイム (休業中でない)」が 93.8%と突出しています。

【小学生】

母親 : 「パート・アルバイト等 (休業中でない)」が 38.8%、「フルタイム (休業中でない)」、「以前は就労していたが、現在は就労していない」が続きます。

父親 : 「フルタイム (休業中でない)」が 93.0%と突出しています。



1 週あたりの就労日数、1 日あたりの就労時間、外出している時間帯

【就学前児童】

母親 : (就労日数) 「5 日」が 52.7%、「6 日」、「4 日」が続きます。
(就労時間) 「8 時間」が 26.3%、「6 時間」、「7 時間」が続きます。
(時間帯) 「9 時台」～「15 時台」が 6 割を超えています。

父親 : (就労日数) 「5 日」が 57.8%、「6 日」、「7 日」が続きます。
(就労時間) 「8 時間」、「10 時間」がそれぞれ 22.4%、「12 時間」、「9 時間」が続きます。
(時間帯) 「9 時台」～「16 時台」が 9 割を超えています。

【小学生】

母親 : (就労日数) 「5 日」が 42.5%、「6 日」、「3 日」、「4 日」が続きます。
(就労時間) 「8 時間」が 31.5%、「5 時間」、「6 時間」が続きます。
(時間帯) 「10 時台」～「14 時台」が 6 割を超えています。

父親 : (就労日数) 「5 日」が 59.4%、「6 日」、「7 日」が続きます。
(就労時間) 「8 時間」が 25.0%、「10 時間」、「12 時間」が続きます。
(時間帯) 「9 時台」～「16 時台」が 9 割を超えています。

③平日の定期的な教育・保育事業の利用状況について

定期的な教育・保育の事業の利用状況

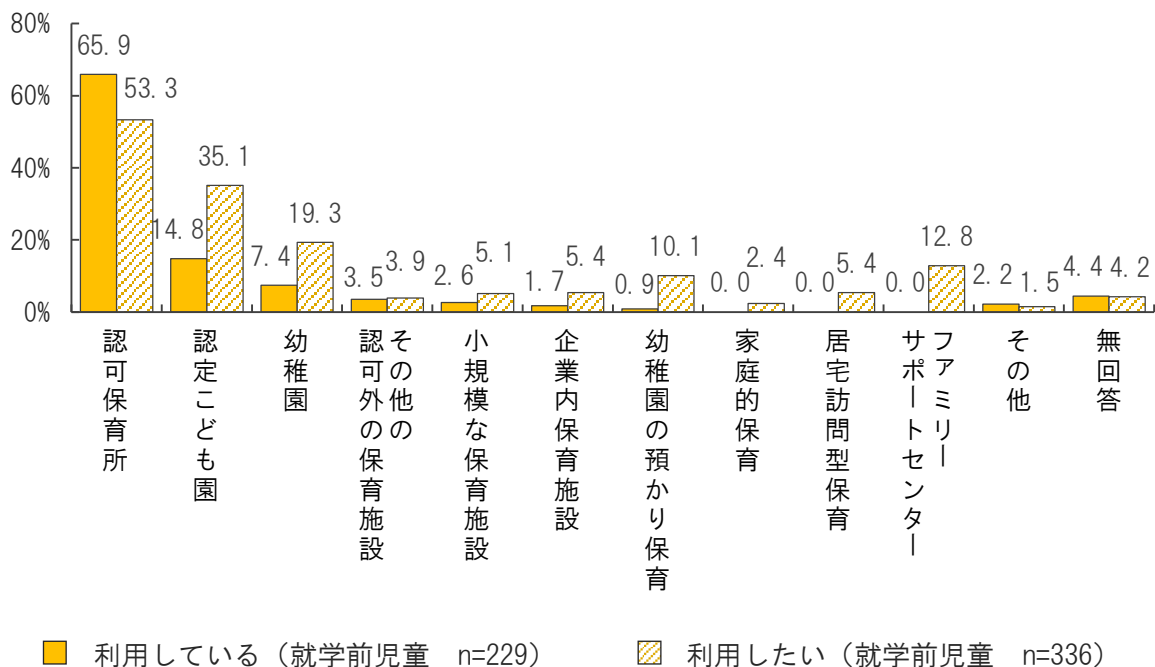
【就学前児童】「利用している」が68.2%、「利用していない」が31.5%となっています。

平日定期的に利用している教育・保育の事業

【就学前児童】「認可保育所」が65.9%、「認定こども園」、「幼稚園」が続きます。

平日の教育・保育事業として定期的にご利用したいと考える事業

【就学前児童】「認可保育所」が53.3%、「認定こども園」、「幼稚園」が続きます。



教育・保育事業の施設を選ぶ際のポイント

【就学前児童】「自宅からの距離」が73.8%、「給食の有無」、「施設職員の子どもへの接し方」が続きます。

幼児教育・保育の無償化の内容の認知状況

【就学前児童】「無償化になることは知っているが、内容は知らない」が62.8%、「無償化になることを知らない」、「無償化の内容を知っている」が続きます。

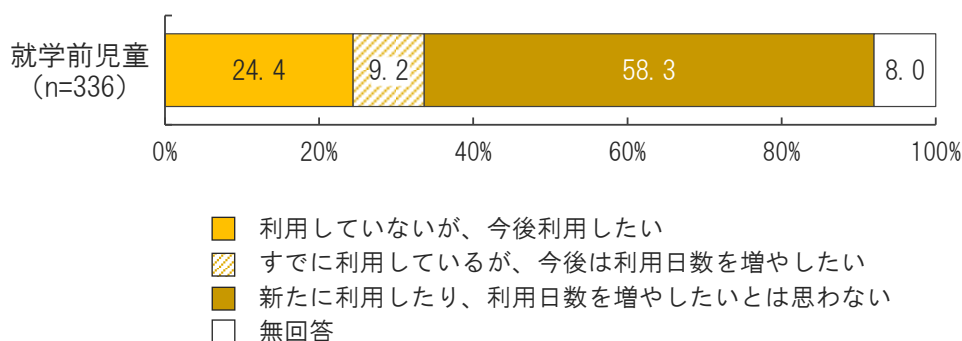
④地域の子育て支援事業の利用状況について

地域子育て支援拠点事業の利用状況

【就学前児童】「地域子育て支援拠点事業」が14.3%、「利用していない」が83.0%となっています。

地域子育て支援拠点事業の利用意向

【就学前児童】「新たに利用したり、利用日数を増やしたいとは思わない」が58.3%、「利用していないが、今後利用したい」、「すでに利用しているが、今後は利用日数を増やしたい」が続きます。



事業の認知状況、利用状況、利用しての評価、利用意向

【就学前児童】

認知状況：《①妊婦教室、育児教室》、《⑥児童館》において「はい（知っている）」が8割を超えている一方で、《⑦産後ケア事業》においては半数未満となっています。

利用状況：《①妊婦教室、育児教室》、《⑥児童館》において「はい（利用したことがある）」が半数を超えている一方で、《⑦産後ケア事業》においては1割未満となっています。

評価：全ての事業において評価の高い「4点」または「5点」を選んだ方が半数を超えています。

利用意向：《②保健センターの情報・相談サービス》、《④保育所や幼稚園等の園庭等の開放》、《⑥児童館》において「はい（利用したい）」が半数を超えています。

⑤土曜・休日や長期休暇中の「定期的」な教育・保育事業の利用希望について

土曜日と日曜日・祝日の定期的な教育・保育事業の利用希望の有無

【就学前児童】

土曜日：「利用する必要はない」が72.6%、「月に1～2回は利用したい」、「ほぼ毎週利用したい」が続きます。

日曜・祝日：「利用する必要はない」が73.2%、「月に1～2回は利用したい」、「ほぼ毎週利用したい」が続きます。

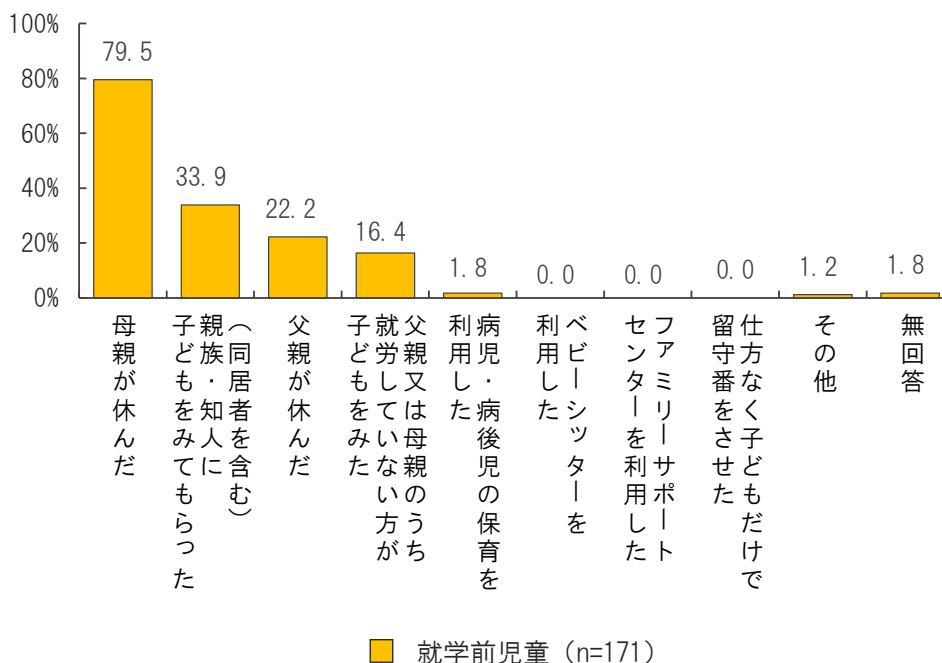
⑥病気の際の対応（平日の教育・保育を利用する方のみ）について

病気やケガで普段利用している教育・保育の事業が利用できなかった経験の有無

【就学前児童】「あった」が74.7%、「なかった」が21.0%となっています。

その場合の対処方法

【就学前児童】「母親が休んだ」が79.5%、「(同居者を含む) 親族・知人に子どもをみてもらった」、「父親が休んだ」が続きます。



その際、「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」と思った経験の有無

【就学前児童】「できれば病児・病後児保育施設等を利用したい」が53.6%、「利用したいとは思わない」が45.7%となっています。

病児・病後児保育施設等を利用する場合、望ましい事業形態

【就学前児童】「小児科に併設した施設で子どもを保育する事業」が63.5%、「幼稚園・保育所等に併設した施設で子どもを保育する事業」、「地域住民等が子育て家庭等の身近な場所で保育する事業（ファミリーサポートセンター等）」が続きます。

⑦不定期の教育・保育事業や宿泊を伴う一時預かり等の利用について

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で不定期に利用している事業

【就学前児童】「利用していない」が80.7%、「認定こども園（忍野幼稚園部門）一時預かり」、「一時預かり（内野保育所等）」が続きます。

利用していない理由

【就学前児童】「特に利用する必要がない」が62.7%、「事業の利用方法（手続き等）がわからない」、「利用したい事業が地域にない」が続きます。

私用、親の通院、不定期の就労等の目的で事業を利用する必要性の有無

【就学前児童】「利用したい」が39.6%、「利用する必要はない」が57.4%となっています。

⑧小学校就学後の放課後の過ごし方について

放課後の時間を過ごさせたい場所

【就学前児童】

低学年：「自宅」が50.0%、「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」が続きます。

高学年：「自宅」が61.0%、「習い事」、「放課後児童クラブ（学童保育）」が続きます。

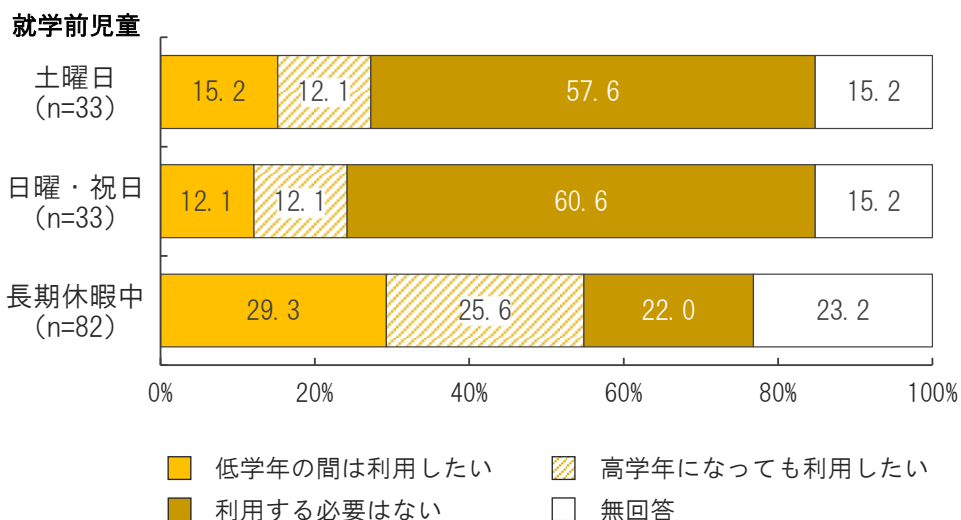
放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望の有無

【就学前児童】

土曜日：「利用する必要はない」が57.6%、「低学年の間は利用したい」、「高学年になっても利用したい」が続きます。

日曜・祝日：「利用する必要はない」が60.6%、「低学年の間は利用したい」、「高学年になっても利用したい」が続きます。

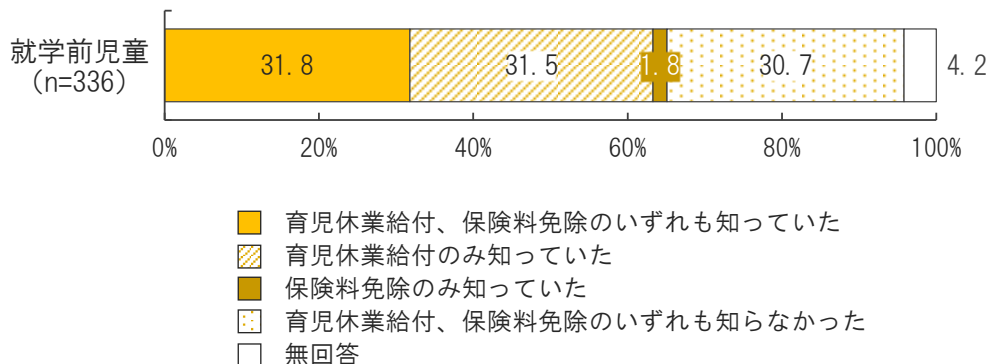
長期休暇中：「低学年の間は利用したい」が29.3%、「高学年になっても利用したい」、「利用する必要はない」が続きます。



⑨育児休業や短時間勤務制度など職場の両立支援制度について

育児休業に関連した2つの制度の認知状況

【就学前児童】 「育児休業給付、保険料免除のいずれも知っていた」が31.8%、「育児休業給付のみ知っていた」、「育児休業給付、保険料免除のいずれも知らなかった」が続きます。

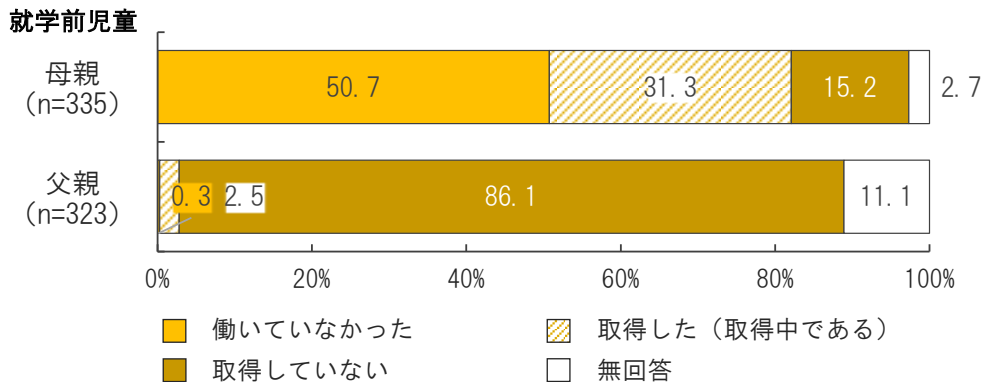


子どもが生まれた時の育児休業の取得状況

【就学前児童】

母親 : 「働いていなかった」が50.7%、「取得した（取得中である）」、「取得していない」が続きます。

父親 : 「取得していない」が86.1%と突出しています。



取得していない理由

【就学前児童】

母親 : 「子育てや家事に専念するために退職した」が31.4%、「職場に育児休業の制度がなかった（就業規則に定めがなかった）」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続きます。

父親 : 「配偶者が無職など、制度を利用する必要がなかった」が41.7%、「仕事が忙しかった」、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が続きます。

⑩放課後児童クラブ（学童保育）の利用状況・利用意向について

来年度以降の放課後児童クラブ（学童保育）の利用希望の有無

【小学生】

- 平日 : 「利用したい」は 19.1%となっています。
- 土曜日 : 「利用したい」は 3.8%となっています。
- 日曜日 : 「利用したい」は 1.6%となっています。
- 祝日 : 「利用したい」は 3.8%となっています。
- 長期休暇中 : 「利用したい」は 18.6%となっています。

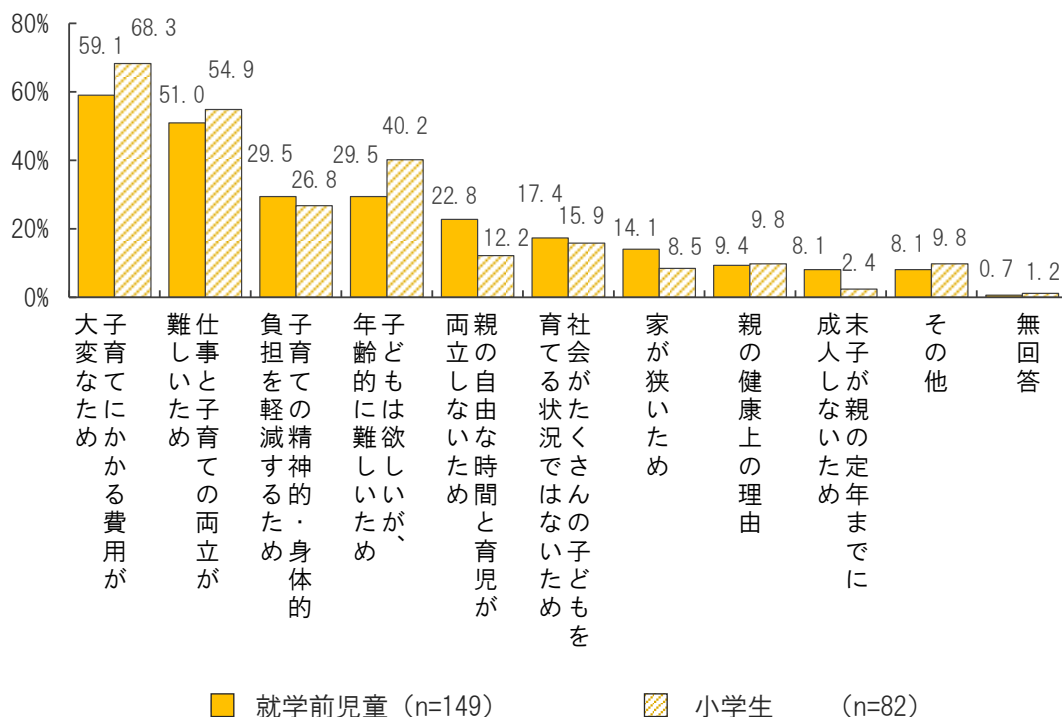
⑪子育てに関する一般的な事項について

理想の子ども的人数よりも、現実的な子育て可能な子ども的人数が少ない理由

- 【就学前児童】「子育てにかかる費用が大変なため」が 59.1%、「仕事と子育ての両立が難しいため」、「子育ての精神的・身体的負担を軽減するため」、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が続きます。
- 【小学生】「子育てにかかる費用が大変なため」が 68.3%、「仕事と子育ての両立が難しいため」、「子どもは欲しいが、年齢的に難しいため」が続きます。

今後、忍野村の子育て環境をさらによくしていくために、重要と思われるもの

- 【就学前児童】「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が 61.9%、「多様な保育サービスの充実や、放課後児童に対する施策の充実」、「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が続きます。
- 【小学生】「夜間や休日における小児科の医療体制の整備」が 49.7%、「経済的な支援の充実」、「公園、児童館など子どもの遊び場の充実」が続きます。



第3章 計画の基本的な考え方

1 基本理念

本村の最上位計画である『第6次忍野村総合計画』における子育て支援の領域は【人材：いつまでもいきいき学べる村】の基本方針に含まれており、村の誇りの1つとなっている県内でも学校教育の評価の高さを背景に、“【教育・生涯学習】世界で活躍する人材の育成”といった人を育てることを大きな目標に掲げています。

また、本村の子育て支援に特化した行政計画においては、『子ども・子育て支援事業計画』の以前の計画である『次世代育成支援行動計画』の時より、対象となる子ども自身の成長はもちろんのこと、親や地域、村全体が子育てを通じて育っていくことを目指し、“健やかで元気に育ち、育てる村 おしの”を基本理念に掲げ、次代を担う子どもを地域全体で育てる環境に努めてきました。子どもを取り巻く環境は常に変化していますが、子ども・子育て支援に関しては、中長期的な方針で進めていく必要があります。第2期計画においても、村の第6次総合計画の基本方針と整合性が保てるこの基本理念を継承していきます。

<基本理念>

健やかで元気に育ち、 育てる村 おしの

- ✓ すべての子どもが健やかに、そして元気に成長できるよう、家庭や地域、学校、保育施設などが、子どもが求めていること、子どもにとって必要なことを考え、子どもの権利が尊重される子育て支援社会を形成していきます。
- ✓ 子育ては、子どもの成長を通じて親も親として成長していく喜びや生きがいをもたらす尊い営みであり、親としての成長を支援し、子育てや子どもの成長に喜びや生きがいを感じることができる環境づくりに努めます。

2 重点施策と分野別施策

本計画の推進にあたっては、先の基本理念を基調として子ども・子育て支援法に規定される“幼児期の学校教育・保育の充実”及び“地域子ども・子育て支援事業の充実”を【重点施策】と位置づけ、さらに、第1期計画において掲げてきた各施策について、改めて【分野別施策】として整理し直し、基本目標と掲げて計画を策定し、施策・事業を推進していきます。

(1) 重点施策

重点施策1 幼児期の学校教育・保育の充実

子育て家庭の希望を叶えることができるよう、子どもや子育て家庭の実情を踏まえながら、幼児期の学校教育・保育の充実を図ります。

また、国の「子育て安心プラン」を踏まえ、すべての子育て家庭が安心して子育てできる環境づくりを推進し、待機児童ゼロの達成及び維持に努めます。

【幼児期の学校教育・保育】

特定教育・保育	認定こども園、幼稚園、保育所（園）、
地域型保育	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育

* 村内にない施設も記載しています。

重点施策2 地域子ども・子育て支援事業の充実

在宅で子育てをする家庭を含め、すべての子育て家庭が安心して子育てができるよう、その状況に応じた支援を実施し、総合的な子育て環境の向上を図ります。

また、国の「新・放課後子ども総合プラン」を踏まえ、子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる居場所づくりについて検討していきます。

【地域子ども・子育て支援事業】

①利用者支援事業	②地域子育て支援拠点事業
③一時預かり事業	④乳児家庭全戸訪問事業
⑤養育支援訪問事業他	⑥子育て短期支援事業
⑦子育て援助活動支援事業 (ファミリーサポートセンター事業)	⑧時間外保育事業（延長保育事業）
⑨病児保育事業	⑩放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ）
⑪妊婦健康診査事業	⑫実費徴収に係る補足給付を行う事業
⑬多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業	

(2) 分野別施策

分野別施策1 地域における子育て支援の充実

子育てしやすい環境となるよう、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減や相談事業の充実を図ります。

分野別施策2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

妊娠・出産は、母子ともに命の危険性があるため、妊娠期から一貫した医学的管理やストレスや不安の軽減に向けた支援を提供することで、安心・安全に出産に臨めるよう支援していきます。出産後は、月齢や年齢に合わせた乳幼児健診を行い、子どもの成長の程度や健康状態の定期的な把握を行っていくとともに、この機会を利用し、障がい・発達の遅れの早期発見に努め、適切な治療・療育が受けられるように関係機関との連携を図っていきます。

また、子どもの頃から、食育や規則正しい生活習慣による健康の保持・増進に向けた取り組みを行い、子どもの健やかな成長を促していきます。

分野別施策3 子育てにやさしい生活環境の整備

子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。

また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれないよう、関係機関等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境を整備します。

分野別施策4 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

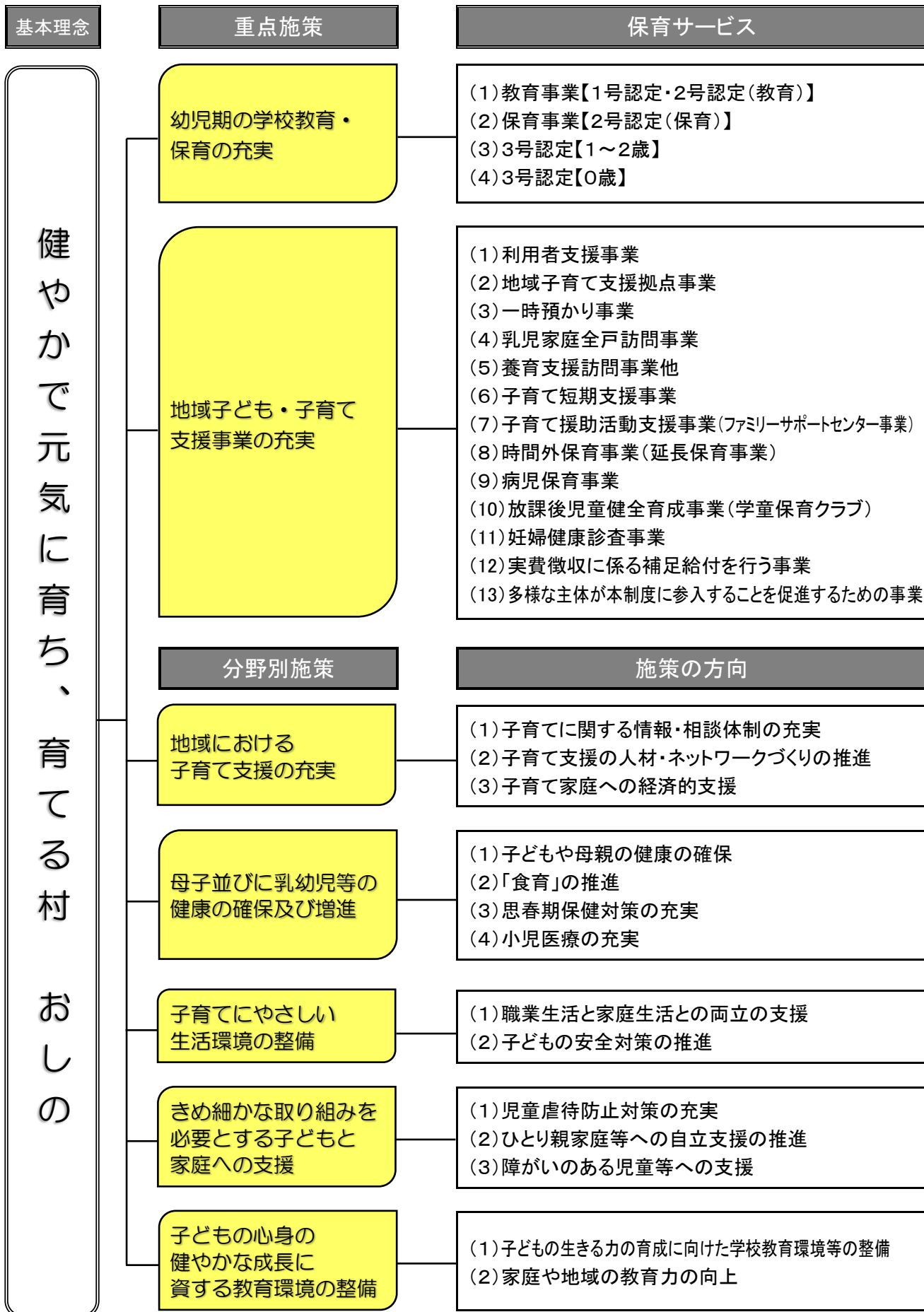
ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障がい児対策の充実、子どもの貧困対策への取り組み、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を、関係機関等と連携しながら総合的に進めていきます。

分野別施策5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

学校教育における支援員の適正配置などを行い、児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、適切な指導の提供を図っていきます。

また、職員の資質向上に向けた研修への参加促進等で、より充実した教育の提供ができるよう取り組んでいきます。加えて、学校生活におけるいじめや閉じこもりといった問題に対して早期に対応できるよう、相談体制を整え、解決に向けた取り組みが行えるよう努めます。

3 施策の体系



第4章 重点施策（子ども・子育て支援サービスの見込み量と確保方策）

1 子ども・子育て支援新制度の概要

子ども・子育て支援サービスの全体像

子ども・子育て支援新制度は『子ども・子育て支援給付』と『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』の2つに大きく分かれます。

『子ども・子育て支援給付』は、国が統一的な基準等を設けて各市町村が主体となってサービス提供を行う「子どものための教育・保育給付」と「児童手当等交付金」に加え、令和元年10月1日からの教育・保育の無償化に伴い新設された「子育てのための施設等利用給付」から構成されます。

『その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援』は市町村ごとに地域の実情に応じたサービス提供を行う「地域子ども・子育て支援事業」と、国が主体となって進める「仕事・子育て両立支援事業」で構成されます。

【子ども・子育て支援サービスの全体像】

子ども・子育て支援給付	子どものための教育・保育給付		市町村主体
	施設型給付	認定こども園、幼稚園、保育所（園）	
	地域型保育給付	小規模保育、家庭的保育、居宅訪問型保育、事業所内保育	
	子育てのための施設等利用給付		
	施設等利用費	認定こども園（国立・公立大学法人立）、幼稚園（未移行）、認可外保育施設、特別支援学校、一時預かり事業、預かり保育事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業	
児童手当等交付金		国主体	
児童手当法等に基づく児童手当等の給付			
その他の子ども及び子どもを養育している者に必要な支援	地域子ども・子育て支援事		市町村主体
	(1)利用者支援事業 (2)地域子育て支援拠点事業 (3)一時預かり事業 (4)乳児家庭全戸訪問事業 (5)養育支援訪問事業他 (6)子育て短期支援事業 (7)子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター事業） (8)時間外保育事業（延長保育事業） (9)病児保育事業 (10)放課後児童健全育成事業（学童保育クラブ） (11)妊婦健康診査事業 (12)実費徴収に係る補足給付を行う事業 (13)多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業		
	仕事・子育て両立支援事業		国主体
企業主導型保育事業、企業主導型ベビーシッター利用者支援事業			

教育・保育給付の認定区分

子ども・子育て支援制度では、保護者の申請を受けた市町村が客観的基準に基づき、保育の必要性を認定した上で給付を支給する仕組みとなっています。保育の必要性の認定については、国が策定する認定基準をもとに、運用の実態を勘案しながら忍野村が基準を策定します。

また、令和元年10月より実施されている幼児教育・保育無償化は、子育て世帯を応援し、社会保障を全世代型へ抜本的に変え、生涯にわたる人格形成の基礎を培う幼児教育の重要性や幼児教育の負担軽減を図る少子化対策の観点から取り組みが行われるものです。

対象となる事業は、認定こども園、幼稚園、保育所、地域型保育、企業主導型保育事業、認可外保育施設等の3歳から5歳のすべての子どもの利用料の無償化と、0歳から2歳児の利用料は、住民税非課税世帯を対象として無償化されます。また、幼稚園の預かり保育を利用する子どもで新たに保育の必要性があると認定された場合は、一定の範囲内で利用料が無償化されます。

【教育・保育給付の認定区分】

認定区分	対象者	保育の必要性	対象施設
1号認定	満3歳以上の子どもで、教育を希望する場合	なし	認定こども園、幼稚園
2号認定	満3歳以上の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合	あり	認定こども園、保育所、認可外保育施設
3号認定	満3歳未満の子どもで、「保育の必要な事由」に該当し、保育所等での保育を希望する場合		認定こども園、保育所、特定地域型保育事業、認可外保育施設

子育てのための施設等利用給付の認定区分

令和元年10月1日より開始された幼児教育・保育の無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が新設されました。この給付を受けるにあたっては、下記の認定を受ける必要があります。

【子育てのための施設等利用給付の認定区分】

認定区分	支給要件	主な利用施設
新1号認定	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳以上の小学校就学前の子ども 新2号認定子ども、新3号認定子ども以外 	幼稚園、特別支援学校等
新2号認定	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳に達する日以後最初の3月31日を経過した小学校就学前の子ども 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 	認定こども園、幼稚園、特別支援学校 (満3歳入園児は新3号、年少児からは新2号)
新3号認定	<ul style="list-style-type: none"> 満3歳に達する日以後最初の3月31日までの間にある小学校就学前の子ども 別途定められた事由により家庭において必要な保育を受けることが困難であるもの 保護者及び同一世帯員が市町村民税世帯非課税者であるもの 	認可外保育施設、預かり保育事業、一時預かり事業、病児保育事業、ファミリーサポートセンター事業 (2歳児まで新3号、3歳児からは新2号)

2 教育・保育提供区域の設定

区域設定の概要

子ども・子育て支援法 第61条第2項において、“市町村は、地理的条件や人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を「教育・保育提供区域」として設定しなければならない”とされています。

幼児期の学校教育・保育事業 及び 地域子ども・子育て支援事業の「量の見込み」並びに「確保方策」を設定する単位として、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域（＝教育・保育提供区域）を設定します。

教育・保育提供区域とは、地域の実情に応じて、保護者や子どもが居宅より容易に移動することが可能な区域であり、地理的条件、人口、交通事情等の社会的条件や教育・保育の整備の状況等を総合的に勘案して設定するものです。子ども・子育て支援事業計画では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育施設及び地域子ども・子育て支援事業の量の見込みと確保策を記載することとなっています。

区域設定の考え方

地区内での教育・保育施設の利用率、通園・通所にかかる負担感、各地区の子どもの数と教育・保育施設の定員等のバランスなどを考慮し、区域を設定しました。

忍野村における教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業提供区域

上記の考え方を踏まえ、忍野村では教育・保育提供区域及び地域子ども・子育て支援事業の提供区域を、第1期と同様、村内全域（1区域）に設定します。

【教育・保育提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
1号認定（3～5歳児）	全村（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、忍野村内を1区域とします。
2号認定（3～5歳児）		
3号認定（1～2歳児）		
3号認定（0歳児）		

【地域子ども・子育て支援事業提供区域】

事業区分	提供区域	区域設定の考え方
(1) 利用者支援事業	全村（1区域）	現状の提供体制、利用状況を踏まえ、第1期計画の区域設定を継承し、忍野村内を1区域とします。
(2) 地域子育て支援拠点事業		
(3) 一時預かり事業		
(4) 乳児家庭全戸訪問事業		
(5) 養育支援訪問事業他		
(6) 子育て短期支援事業		
(7) 子育て援助活動支援事業 （ファミリーサポートセンター事業）		
(8) 時間外保育事業（延長保育事業）		
(9) 病児保育事業		
(10) 放課後児童健全育成事業 （学童保育クラブ）		
(11) 妊婦健康診査事業		

3 児童人口の将来推計

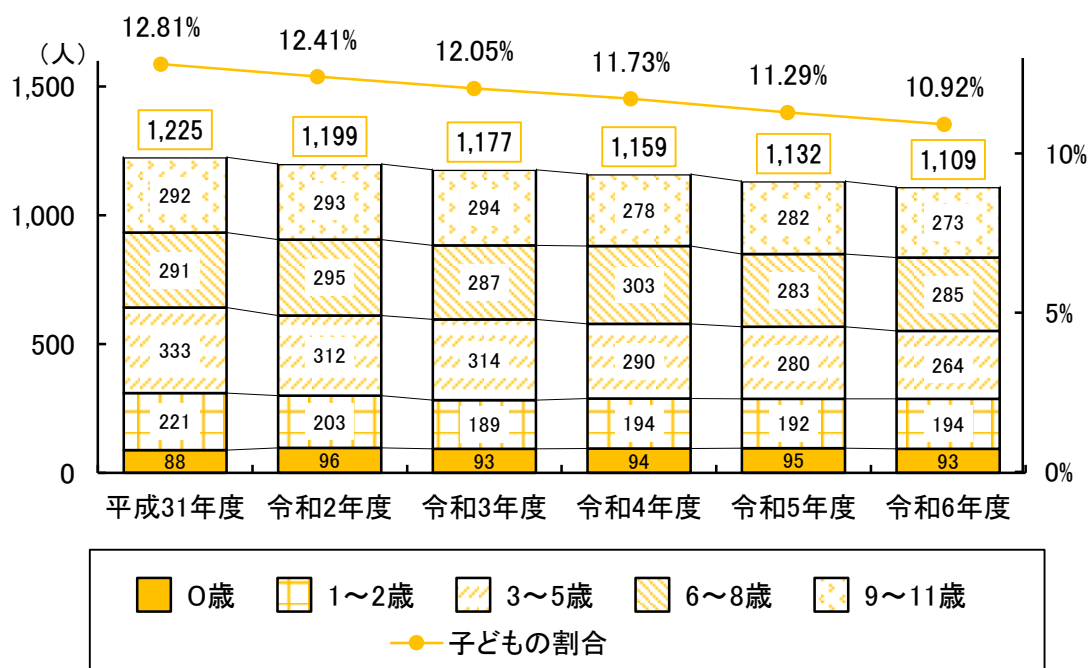
平成 27 年度から平成 31 年度（4 月 1 日時点）の性別・各歳別の平均変化率を基本に、忍野村の人口を推計すると、下表のとおりになります。

多くの自治体で人口減少が進んでいる中、忍野村は毎年度 100 人程度の微増傾向が継続すると見込まれ、計画期間の最終年度である令和 6 年度（2024 年度）においては 10,159 人と、平成 31 年 4 月時点（9,565 人）よりも 594 人増加すると推測されます。

ただ、子ども・子育て支援事業に関係する 11 歳以下の子どもの人数は、年齢層により増減が異なるものの、総数としては微減傾向で、令和 6 年度（2024 年度）では 1,109 人、総人口に占める子どもの割合は 10.9%まで減少することが推測されます。

【人口推計】

	平成31年度 (2019年)	令和2年度 (2020年)	令和3年度 (2021年)	令和4年度 (2022年)	令和5年度 (2023年)	令和6年度 (2024年)
総人口	9,565	9,659	9,771	9,884	10,023	10,159
子どもの人数	1,225	1,199	1,177	1,159	1,132	1,109
子どもの割合	12.81%	12.41%	12.05%	11.73%	11.29%	10.92%
9～11歳	292	293	294	278	282	273
6～8歳	291	295	287	303	283	285
3～5歳	333	312	314	290	280	264
1～2歳	221	203	189	194	192	194
0歳	88	96	93	94	95	93



4 幼児期の学校教育・保育事業

量の見込み設定についての考え方

教育・保育施設・サービスの利用状況及びニーズ調査等により把握した利用希望を踏まえ、小学校就学前児童数の推移、教育・保育施設の配置状況及び地域の実情等を考慮し、認定区分ごとに必要利用定員総数を定めます。

教育・保育施設・サービスの需要量及び確保の方策

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「幼児期の学校教育・保育施設・サービスの量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。また、設定した「量の見込み」に対応するよう、教育・保育施設及び地域型保育事業による確保の内容及び実施時期を設定します。

計画期間における量の見込み、確保の方策及び実施時期は次のとおりとします。

(1) 教育事業【1号認定・2号認定（教育）】

対象

1号認定の3～5歳児及び2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児のうち、幼児教育の利用希望が強いと想定されるもの

事業内容

保育の必要性はなく、教育ニーズが高い認定区分（認定こども園、幼稚園）

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

		令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		95	90	90	84	80	75
	1号認定		87	87	81	78	73
	2号認定 (教育ニーズ)		3	3	3	2	2
② の 確 保 の 内 容	特定教育・保育		120	120	120	120	120
	施設給付でない 幼稚園		0	0	0	0	0
差(②-①)			30	30	34	40	50

量の確保方策

- 令和元年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」で事業を行っており、令和2年度から新たな「認定こども園 ウブントゥ忍野の森」が開設され、利用定員は120名となっています。量の見込みが最大である令和2年度の必要利用定員総数90人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

(2) 保育事業【2号認定（保育）】

対象

2号認定（保育の必要性あり）の3～5歳児

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所（園）、）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

		令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		204	189	190	176	170	160
② 確保の内容	特定教育・保育		279	279	279	279	279
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		10	10	10	10	10
差(②-①)			100	99	113	119	129

量の確保方策

- 令和元年度現在、「村立認定こども園忍野幼稚園」、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、家庭的保育事業の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファンック保育園」で事業を行っており、令和2年度から新たな「認定こども園 ウブントウ忍野の森」が開設され、3～5歳児の利用定員は289人となります。量の見込みが最大である令和3年度の必要利用定員総数190人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

(3) 3号認定＜0～2歳＞

事業内容

保育の必要性があり、保育ニーズがある認定区分（認定こども園、保育所（園）、）

量の見込みと確保の内容

（単位：人）

<1～2歳児>		令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		115	119	111	114	113	114
② 確保の内容	特定教育・保育		97	97	97	97	97
	特定地域型保育		19	19	19	19	19
	認可外保育施設		15	15	15	15	15
差(②-①)			12	20	17	18	17

量の確保方策

- 令和元年度現在、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、家庭的保育事業の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファナック保育園」で事業を行っており、令和2年度から新たに「認定こども園 ウブントゥ忍野の森」が開設され、1～2歳児の利用定員は131人となります。量の見込みが最大である令和2年度の必要利用定員総数119人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

<0歳児>		令和元年度 (年度末見込)	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
① 量の見込み (必要利用定員総数)		18	24	24	24	24	24
② 確保の内容	特定教育・保育		28	28	28	28	28
	特定地域型保育		0	0	0	0	0
	認可外保育施設		5	5	5	5	5
差(②-①)			9	9	9	9	9

量の確保方策

- 令和元年度現在、「村立忍草保育所」、「村立内野保育所」、家庭的保育の「森の中の保育園 エンジェルの森」、企業主導型保育（認可外保育）の「ファナック保育園」で事業を行っており、令和2年度から新たな「認定こども園 ウブントゥ忍野の森」が開設され、0歳児の利用定員は33人となります。量の見込みの最大必要利用定員総数24人に対し、受け入れ可能人数は上回っており、計画期間の少子化傾向を考慮すると、必要な量は確保されています。

0～2歳の保育利用率

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
保育利用率	46.3%	45.2%	48.9%	47.7%	48.1%

* 保育利用率は、3号認定(0歳+1～2歳)の確保の内容(保育提供可能量)÷推計人口により算出

5 地域子ども・子育て支援事業

国の基本指針等を踏まえ、教育・保育提供区域ごとに計画期間における「地域子ども・子育て支援事業の量の見込み（必要利用定員総数）」を定めます。

また、設定した「量の見込み」に対応するよう、実施時期及び確保の内容を以下のとおりに設定します。

(1) 利用者支援事業

事業内容

子育て家庭や妊産婦の困りごと等に合わせて、認定こども園、保育所等の施設や地域の子育て支援事業等から必要な支援を選択して利用できるように、情報提供や助言等、必要な支援を行う事業

量の見込みと確保の内容

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0箇所	0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
② 確保の内容		0箇所	0箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度現在、福祉保健課にて、子育て世帯が必要とするサービスの情報提供や相談業務を実施していますが、令和4年度までに子育て世代地域包括支援センターの運用を開始し、相談事業の拡充に努めます。

(2) 地域子育て支援拠点事業

事業内容

乳幼児及びその保護者が相互の交流を行う場所を開設し、子育てについての相談、情報の提供、助言その他の援助を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：件/年)

(単位：人回)	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	854	789	730	750	742	750
② 確保の内容		860	860	860	860	860
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		71	130	110	118	110

量の確保方策

- 児童館「来夢」にて親子の遊びの広場(フルーツポンチ)等の事業を実施しています。アンケート結果によるニーズは実績を下回る結果となったため、利用実績より量の見込みを算出していますが、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

(3) 一時預かり事業

事業内容

幼稚園在園児を対象にしたものとそれ以外のものがあります。

幼稚園在園児を対象とした一時預かりは、3歳から5歳の在園している児童が対象で、それ以外のものは、内野保育所で実施しています。利用できる児童は、1歳から未就学児で、どの園にも在園しておらず、一時的に子どもを預けることができます。

①幼稚園における在園児を対象とした一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：件／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	859	722	726	671	648	611
② 確保の内容		860	860	860	860	860
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		138	134	189	212	249

量の確保方策

- 令和元年度時点、「**村立認定こども園忍野幼稚園**」で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である令和3年度の726件／年に対し、現在の供給体制でも受け入れが可能となっており、計画期間の少子化傾向を考慮すると必要な量は確保されています。

②その他（在園児対象型を除く）一時預かり

量の見込みと確保の内容

(単位：件／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	566	1,218	1,147	1,113	1,091	1,099
② 確保の内容		1,200	1,200	1,200	1,200	1,200
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		▲18	53	87	109	101

量の確保方策

- 令和元年度時点、「**村立内野保育所**」で当該事業を実施しています。令和元年度の実績に比べて、アンケート結果によるニーズ量はかなり高めに見込まれていますが、令和2年度からは保育士を増員し、1日あたりの受け入れ人数を増やす体制等を整えていきます。

(4) 乳児全戸訪問事業

事業内容

生後4か月までの乳児がいる全ての家庭を保健師等が訪問し、子育てに関する情報提供等を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	88	96	93	94	95	93
② 確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 福祉保健課				

量の確保方策

- ・引き続き、福祉保健課が主管課として、全戸訪問に努めます。

(5) 養育支援訪問事業

事業内容

養育支援が特に必要であると判断した家庭に対し、保健師・助産師・保育士等がその居宅を訪問し、養育に関する指導、助言等を行い、その家庭の適切な養育の実施を確保するための事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人／年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	12	13	13	13	13	13
② 確保の内容	実施体制	保健師等				
	実施機関	役場 福祉保健課				

量の確保方策

- ・福祉保健課が主管課として、乳幼児全戸訪問後も継続した支援が必要と判断した家庭に訪問をしていきます。
- ・関係機関と連携し、支援家庭が適切な養育ができるよう助言や指導を行っていきます。
- ・虐待の発生を予防し、早期発見・早期対応の体制づくりを進めます。

(6) 子育て短期支援事業（ショートステイ事業）

事業内容

保護者が、疾病・疲労など身体上・精神上・環境上の理由により児童の養育が困難となった場合等に、児童養護施設などで養育・保護を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	0	0	0	0	0
② 確保の内容		0	0	0	0	0
差(②-①)		0	0	0	0	0

量の確保方策

- 令和元年度現在、当該事業の実績はありません。アンケート結果によるニーズも算出されませんでした。利用希望が発生した際は、村内に施設がないため、都留児童相談所等と連携を図り、村外の関係施設等における一時保護の対応を図ります。

(7) 子育て援助活動支援事業（ファミリーサポートセンター）

事業内容

地域で子育ての支援をするために、育児の援助を受けたい人と育児の援助を行いたい人がセンターを橋渡しに会員登録をし、さまざまな育児の手助けを行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：件/年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	24	24	24	24	24
② 確保の内容		0	0	12	12	12
差(②-①)		▲24	▲24	▲12	▲12	▲12

量の確保方策

- 令和元年度現在、村内にはファミリーサポートセンターがないため、実績はありませんが、未就園児を中心としたニーズがあるため、今後、広域による対応も含めて、実施に向けて検討していきます。

(8) 延長保育事業（時間外保育事業）

事業内容

保育所の開所時間を超えて保育を行う事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

(単位：人)	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	0	12	12	11	11	11
② 確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		▲12	▲12	▲11	▲11	▲11

量の確保方策

- 令和元年度時点、本村では8時00分～19時00分の11時間を保育標準時間としています。なお、保育短時間の利用者に対する16時30分から18時00分までの延長保育事業は対応中で、令和元年度は17名程度の実績がありました。

(9) 病児保育事業

事業内容

病気回復期の児童を家庭で保育ができない時、保育士がいる専用施設内で一時的に預かり、保護者の子育てと就労の両立を支援する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：件/年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	72	176	172	166	163	159
② 確保の内容		0	0	0	0	0
		0箇所	0箇所	0箇所	0箇所	0箇所
差(②-①)		▲176	▲172	▲166	▲163	▲159

量の確保方策

- 令和元年度現在、村内には委託可能な医療機関・施設はありませんが、近隣市町村の施設での利用実績があります。アンケート結果におけるニーズは高いものの、村内で当該事業を展開する医療機関・施設を確保するのは施設面や人材面で難しいため、今後も近隣市町村と連携して、受け入れ体制の確保に努めます。

(10) 放課後児童クラブ（放課後児童健全育成事業）

事業内容

就労などの理由で保護者が昼間家庭にいない児童に、放課後や学校休業中に安心して生活する場所を提供し、心身の健全な育成を図ることを目的とした事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	88	91	89	93	88	88
低学年	74	77	75	79	74	74
高学年	14	14	14	14	14	14
② 確保の内容		93	93	93	93	93
		1箇所	1箇所	1箇所	1箇所	1箇所
差(②-①)		2	4	0	5	5

量の確保方策

- ・現在、児童館「来夢」（1箇所）で当該事業を実施しています。量の見込みが最大である令和4年度の93人に対し、供給体制で受け入れが可能となっています。また、夏休み、冬休み、春休みの長期休みの期間は利用希望者も多くなりますが、受け入れ体制を工夫しながら可能な限り対応していきます。

(11) 妊婦健康診査事業

事業内容

妊婦の健康の保持及び増進を図るため、妊婦に対する健康診査として、①健康状態の把握、②検査計測、③保健指導を実施するとともに、妊娠期間中の適時に必要に応じた医学的検査を実施する事業

量の見込みと確保の内容

(単位：人回/年)

	令和 元年度 (年度末見込)	令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度
① 量の見込み	1,232 (14回/人)	1,344 (14回/人)	1,302 (14回/人)	1,316 (14回/人)	1,330 (14回/人)	1,302 (14回/人)
② 確保の内容	実施場所	妊婦が希望する産科医療機関				
	実施体制	医療機関との連携				
	検査項目	国が定める基本的な妊婦健康診査項目				
	実施時期	初期～妊娠23週：4週間に1回 妊娠24週～35週：2週間に1回 妊娠36週～分娩：1週間に1回				

量の確保方策

- ・福祉保健課が主管課として、上記の内容で対応していきます。

(12) 実費徴収に係る補足給付を行う事業

事業内容

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設及び小中学校に通園・通学する児童の保護者が通園・通学している施設に支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用又は行事への参加に要する費用等を助成する事業

今後の方針

- ・令和元年10月からの幼児教育・保育の無償化に併せ、幼稚園・小中学校の給食費が無償となっています。また、保育所の副食費も無償化児童を対象に無償となっています。今後も国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

(13) 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

事業内容

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置又は運営を促進するための事業

今後の方針

- ・国や近隣の市町村の動向をみながら、必要に応じて事業の実施を検討します。

6 教育・保育の一体的提供と提供体制の確保

(1) 認定こども園の普及に関する基本的考え方

認定こども園は、幼稚園と保育所の機能を併せ持ち、保護者の就労状況に関わらず、柔軟に子どもを受け入れ、教育と保育を一体的に提供できる施設です。本村では、より多様化している保護者や地域のニーズに対応するため、平成 30 年度に忍野幼稚園を“幼稚園型認定こども園”に移行しています。

今後も、教育・保育の必要量とその確保にかかる調整（需給調整）について、既存保育所が認定こども園への移行を希望する場合には、供給が需要を上回る場合にも、認可・認定基準を満たす限り、原則として認可・認定していく方針とします。なお、移行にあたっては、国の考え方に従い、希望園及び周辺の利用実態を踏まえた定員設定を行うこととし、具体的な数は忍野村子ども・子育て会議において、その都度検討します。

(2) 教育・保育及び地域子育て支援事業の役割と推進方策

認定こども園、保育所については、より質の高い教育・保育が提供できるよう、人材の確保に努めるとともに、研修の実施など、人材の育成に努めます。

(3) 教育・保育施設と地域型保育事業の役割と連携

認定こども園、保育所は、子ども・子育て支援の中心的な施設であり、地域型保育事業は、補完的な位置づけとなります。第 1 期計画期間では、家庭的保育施設が 1 箇所、企業主導型保育施設が 1 箇所開設され、0～2 歳児の保育量を中心に充実されました。

今後も、相互の情報共有と連携を図り、地域型保育事業、保育所、認定こども園で切れ目なく適切に教育・保育が受けられるよう努めます。

(4) 認定こども園、保育所と小学校等との連携

認定こども園や保育所での生活が小学校入学以降の学ぶ力の土台づくりにつながることに配慮した教育・保育の実施を図ります。

また、行事を通じた児童の交流や体験学習などの連携を通じて小学校への円滑な接続を図ります。

7 子育てのための施設等利用給付の円滑な実施の確保

令和元年 10 月より実施された幼児教育・保育無償化に伴い、「子育てのための施設等利用給付」が創設され、教育・保育給付の対象外である幼稚園（未移行園）、認可外保育施設等、一時預かり事業、病児保育事業、子育て援助活動支援事業等が給付の対象となりました。

この制度の給付申請については、保護者の利便性や過誤請求・支払いの防止等を考慮し、各利用施設においてとりまとめを依頼するとともに、保護者への支払いは年 4 回以上となるよう、施設等利用給付の公正かつ適正な支給の確保に取り組むこととしています。

第5章 分野別施策

1 地域における子育て支援の充実

核家族化の進行や地域におけるコミュニティ意識の希薄化などにより、子育て家庭が地域の中で孤立し、育児に悩みを持つ世帯も少なくありません。特に、妊娠・出産・子育て期の家庭は産前産後の心身の不調や悩みを抱え、周囲の支援を必要としている場合もあります。子育てしやすい環境となるように、子育て家庭の孤立感や子育てにかかる負担感を軽減し、地域との連携を図りながら、子育てに役に立つ情報や多様な保育サービスを提供するとともに、地域の子育てネットワークづくりを推進します。

また、子育て家庭の家計の負担を軽減するために、医療費などの経済的負担の軽減を図るとともに、貧困状況にある子どもが、社会的に孤立して必要な支援が受けられないという状態にならないよう、相談事業の充実を図ります。

施策の方向

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

- ①子育てを支援する意識啓発の推進 ②情報提供の充実 ③相談体制の充実

(2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

- ①子育てNPOや子育てサークル支援 ②地域の子育て関係機関の連携・協力

(3) 子育て家庭への経済的支援

- ①各種制度の推進

(1) 子育てに関する情報・相談体制の充実

具体的な施策・取り組み

①子育てを支援する意識啓発の推進

継続実施

福祉保健課

- ▶ 地域全体で子どもや子育て家庭を支援していくことや、地域の子育て環境の重要性についての意識啓発を推進するとともに、待機児童を発生させないよう教育・保育施設の充実に努めます。

②情報提供の充実

継続実施

福祉保健課
総務課

- ▶ 子どもと母親が心身ともに健やかに成長できるよう、母子健康手帳の交付時には、母子の健康に関する適切な情報提供や相談など、必要に応じて保健指導を行います。
- ▶ 村のホームページや広報おしの等、様々な媒体やイベントを通じて、今後も適切な子育て情報を継続して提供していきます。

③相談体制の充実

拡充

福祉保健課

- ▶ 子育て支援サービスに関しては、電話での問い合わせにて対応しています。また、保健師が育児相談等に応じています。今後も、保護者が必要な保育サービス等を選択できるよう、保育サービス及び子育て情報を掲載した広報紙・情報誌の提供に努めます。
- ▶ 子育て世代地域包括支援センター*の運用を開始し、相談事業等の拡充に努めます。
- ▶ 相談内容の多様化・複雑化・専門化等に対応し、相談者のニーズに合った的確なアドバイスができるよう、県で開催される講習会等を通じた相談担当者の育成、資質の向上に努めます。

*子育て世代地域包括支援センター：主に妊産婦及び乳幼児の実情を把握し、妊娠・出産・子育てに関する各種の相談に応じ、必要に応じて支援プランの策定や地域の保健医療、または福祉に関する機関との連絡調整を行い、母子保健施策と子育て支援施策との一体的な提供を通じて、妊産婦及び乳幼児の健康の保持及び増進に関する包括的な支援を行うことにより、地域の特性に応じた妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない支援を提供する体制を構築することを目的にしています。

(2) 子育て支援の人材・ネットワークづくりの推進

具体的な施策・取り組み

①子育てNPOや子育てサークル支援

継続実施

福祉保健課

- ▶ 地域に根ざして子育て支援活動を行っているNPOや子育てと主体的に向き合いながらサークル活動を実施している親などに、各種子育て支援に関する情報提供等の支援を行います。

②地域の子育て関係機関の連携・協力

継続実施

福祉保健課

- ▶ 認定こども園、保育所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、学校、その他の関係機関が専門的分野のノウハウを共有したり、情報交換を行ったりする等、地域全体の連携・協力を強化します。
- ▶ 子ども・子育て支援に関する地域課題や計画推進状況に関する情報の共有化を図り、地域ぐるみの取り組みの方向性を検討するため、子ども・子育て会議を定期的で開催します。

(3) 子育て家庭への経済的支援

具体的な施策・取り組み

①各種制度の推進

継続実施

福祉保健課

- ▶ 国や県、近隣市町村の動向を見据えながら、児童手当、こども医療費助成、ひとり親家庭医療費助成、就学援助費等の各種制度を充実します。
- ▶ 様々な媒体を活用して制度の周知徹底を図り、資格の変更等があった場合には、早めに手続きを行うように周知します。

2 母子並びに乳幼児等の健康の確保及び増進

安心して妊娠、出産、子育てが行えるよう、また、子どもの健やかな成長を見守るために、母子保健における各種健康診査や訪問指導などを実施し、母子の健康の保持・増進及び子どもの心身の発達を妨げ、ひいては生命を脅かす恐れのある疾病からの予防・改善、母親の育児ストレスによる産後うつなどに対し、早期発見・予防に努める必要があります。

女性にとって妊娠・出産は大きな喜びであると同時に、短期間での心身の大きな変化や出産後の子育てに対して不安や悩みを生じやすいものです。妊娠期から悩みや不安などを相談できる環境を整えるとともに、総合的な支援として取り組むことが大切です。こうした妊娠・出産・子育て期を通じた切れ目ない支援により、親と子の心身の健康の増進を支援していきます。

施策の方向

(1) 子どもや母親の健康の確保		
①婚姻者向けリーフレットの配布	②母子健康手帳の交付と健康相談	③妊婦教室
④妊婦・産婦訪問	⑤妊婦一般健康診査	⑥育児教室
⑦乳児健康診査	⑧乳児健康一般診査	⑨低出生体重児への対応
⑩2歳児歯科検診及び健康相談	⑪発達相談・発達訓練	⑫幼児健康診査
⑬予防接種	⑭事故予防活動	⑮子育てボランティア
⑯忍野村保健委員会活動		
(2) 「食育」の推進		
①栄養指導	②給食を通じての食に関する指導の充実	
③食生活改善推進会活動		
(3) 思春期保健対策の充実		
①小学生・中学生の健康づくり	②喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策	
(4) 小児医療の充実		
①かかりつけ医の確保の啓発	②小児医療の充実・確保	

(1) 子どもや母親の健康の確保

具体的な施策・取り組み

①婚姻者向けリーフレットの配布

継続実施

福祉保健課

➤ すこやかな妊娠・出産に臨めるようリーフレットを配布しています。今後も継続し、安心して楽しみながら子育てができるよう支援します。(住民課窓口で配布)。

②母子健康手帳の交付と健康相談

継続実施

福祉保健課

➤ 母子健康手帳の交付と健康相談を、週1回実施して、妊娠届出時の保健指導の充実を図っています。また、海外転出入者が多いことから、必要に応じて、外国語版母子健康手帳を交付しています。妊娠届出に関する周知を行い、早期からの継続した支援を行うとともに、母子健康手帳を母親自身が活用していけるよう、知識の普及等を図ります。

③妊婦教室	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 1クール4回で、年4クール実施しています。妊娠期の貧血予防と体重管理が課題となっており、指導に力を入れています。また、妊婦同士の仲間づくりを支援し、妊娠期の精神安定にも努めています。さらに、未受講者のうちハイリスク者に対しても、健康状態の確認と保健指導を実施しており、内容の見直しを含め、一層の充実を図ります。就労している妊婦の参加率が低いため、今後、検討していきます。</p>		
④妊婦・産婦訪問	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 妊婦は必要に応じて、産婦は2か月訪問（全乳児対象）の際に、健康状態の把握と保健指導を行っています。今後も継続して実施し、妊産婦の健康確保に努めていきます。</p>		
⑤妊婦一般健康診査	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 妊娠期に14回、医療機関に委託して実施しています。今後も制度の周知を図ります。</p>		
⑥育児教室	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 育児に対する不安や悩みを軽減できるように育児教室を開催し、子育て中の母親同士の交流ができ、また、情報交換ができる場を提供しています。現在は1クール2回で年間4クール実施しています。今後も継続して実施していくとともに、子育て中の保護者が抱えている問題を把握し、教室内容のさらなる充実を図ります。</p>		
⑦乳児健康診査	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 4、7、12か月の乳児健康診査を行っています。また、母親の精神面の問題に対処するため、母親への問診を取り入れています。今後も健康状態の把握と指導の充実に努めるとともに、未受診者への受診勧奨、状況把握を図ります。</p> <p>➤ 外国籍の日本語が理解できない妊婦も増加傾向のため、翻訳機器の活用等で対応していきます。</p>		
⑧乳児健康一般診査	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 乳児期に1回、医療機関に委託して実施しています。今後も制度の周知を図ります。</p>		
⑨低出生体重児への対応	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 低出生体重児の育児に対する不安を軽減するため、保健所と連携をとりながら、電話相談や家庭訪問を実施しています。今後も保健所等関係機関との連携を強化し、迅速にかつきめ細かな対応に努めます。また、成長発達に関しては、医療機関との連携によるフォローを行います。</p>		
⑩2歳児歯科検診及び健康相談	継続実施	福祉保健課
<p>➤ 歯科検診、フッ素塗布と健康相談を2回実施しています。今後も歯磨きの習慣を徹底する等、むし歯予防の充実を図ります。</p>		

⑪発達相談・発達訓練

継続実施

福祉保健課

- ▶ 乳幼児健康診査で経過観察が必要となった子どもに対して、発達相談や発達訓練を行います。今後も各関係機関との連携を強化し、本人や家族の状況を確認しながら、必要時に相談を勧めるとともに、継続した支援が行えるよう努めます。

⑫幼児健康診査

継続実施

福祉保健課

- ▶ 1歳6か月児健康診査、3歳児健康診査を実施しています。乳幼児健康診査同様、保護者の精神面の問診を取り入れています。今後も健康状態の把握と指導の充実に努めるとともに、未受診者のより正確な状況把握に努め、受診の勧奨を図ります。
- ▶ 外国籍の日本語が理解できない妊婦も増加傾向のため、翻訳機器の活用等で対応していきます。

⑬予防接種

継続実施

福祉保健課

- ▶ 個別接種を推進し、接種しやすい体制づくりをしています。個別通知を年2回実施し、接種を勧奨しています。今後も一層の周知を図ります。

⑭事故予防活動

継続実施

福祉保健課

- ▶ 乳児健康診査（7か月）時にパンフレットを配布し、事故の予防を呼びかけています。今後も継続して実施していきます。

⑮子育てボランティア

継続実施

社会福祉協議会

- ▶ 現在は、育児教室の託児を中心に行っています。今後も子育てボランティアの募集・育成を通して地域の子育てサポートの充実に努めます。（社会福祉協議会委託事業）

⑯忍野村保健委員会活動

継続実施

福祉保健課

- ▶ 健康についての関心と正しい知識の普及を図るため、忍野村保健委員会から保健だより「ふつき草」を年4回発行しています。今後も紙面の充実に努めていきます。

(2)「食育」の推進

具体的な施策・取り組み

①栄養指導

継続実施

福祉保健課

- ▶ 食生活に問題がある子どもが多くみられることから、乳幼児健康診査において、栄養士による専門的・継続的な栄養指導の充実に努めています。また、育児教室等、好ましい食生活を学べる場を提供し、適切な食生活が身に付けられるよう努めています。今後も指導内容や教室内容の一層の充実に努めます。

②給食を通じての食に関する指導の充実

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- 認定こども園、保育所、学校での給食の充実に努め、地産地消の視点から忍野産米の提供や食事の大切さ及びより良い食習慣の定着を目指します。

③食生活改善推進員会活動

継続実施

福祉保健課

- 食育の大切さを学ぶ機会として、小学生対象の郷土料理講習会、地元でとれる大豆を使った減塩みそづくり講習会、子ども・親子・村民を対象とした各種料理教室を開催しています。また、育児教室で離乳食の実技指導等を実施しています。今後は、食育推進計画の施策を実践していくことで、食育の一層の充実に努めます。

(3) 思春期保健対策の充実

具体的な施策・取り組み

①小学生・中学生の健康づくり

拡充

教育委員会

- 太り気味や視力が低下している児童・生徒が多くなっています。養護教諭と連携を図り、望ましい生活習慣や好ましい食習慣を身につけられるよう、指導に努めていきます。また、むし歯の治療率の向上を目指します。

②喫煙・飲酒・薬物乱用防止対策

継続実施

教育委員会

- 警察や医療機関等の関係機関との連携のもと、子どもたちが心身の発達における健康で安全な生活を送るための基礎を培うため、喫煙・飲酒・薬物乱用の防止に関する認識を深め、現在及び将来において健康で安全な生活を送る態度を育成する教育を推進します。今後は、授業参観における喫煙・飲酒・薬物乱用防止の授業を行ったり、外部講師を招いての学習会を実施したりしていきます。

(4) 小児医療の充実

具体的な施策・取り組み

①かかりつけ医の確保の啓発

継続実施

福祉保健課

- 健康管理のため、身近な地域で継続的な医療が受けられるかかりつけ医の確保の必要性を啓発します。

②小児医療の充実・確保

継続実施

福祉保健課

- 軽症にもかかわらず、富士・東部小児初期救急医療センターを利用する人も増えていることから、適切な受診方法を指導していきます。今後も近隣の市町村、医療機関等と連携をとりながら、休日・夜間の救急医療体制のさらなる充実に努めるとともに、入院治療を可能とする二次小児救急病院の整備を県等に継続的に要望します。

3 子育てにやさしい生活環境の整備

男女がともに職業生活と家庭生活を両立するためには、男性を含め労働者、経営者、地域住民等の働き方の見直しを図り、男女共同参画の意識改革を推進する必要があります。子育て家庭が仕事と子育てを両立することができるように、ワーク・ライフ・バランス（仕事と生活の調和）の実現に向けて、啓発・広報等を充実します。

また、子どもが交通事故や犯罪に巻き込まれるケースが後を絶ちません。子どもをそのような危険から守るためには、認定こども園・保育所等、学校、警察、関係機関・団体、地域等との連携・協力のもと、安心・安全に子どもの育ちと子育てを支える環境となるように、子育て家庭に配慮した生活環境を整備します。

施策の方向

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

- | | |
|--------------|-------------------------|
| ①男女共同参画意識の啓発 | ②関連法制度等の広報・啓発 |
| ③育児休業制度の拡充促進 | ④仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実 |

(2) 子どもの安全対策の推進

- | | |
|----------------------|----------------|
| ①安全な通学路等の確保 | ②交通安全教育等の充実 |
| ③公共施設等におけるバリアフリー化の推進 | ④犯罪に関する情報提供の推進 |
| ⑤パトロール活動の推進 | ⑥防犯ボランティア活動の支援 |
| ⑦児童公園の整備 | |

(1) 職業生活と家庭生活との両立の支援

具体的な施策・取り組み

①男女共同参画意識の啓発

継続実施

総務課

- ▶ 男女共同参画社会の実現に向け、『第3次忍野ハーモニープラン（男女共同参画計画）』に掲げている施策を推進するとともに、広報紙や村のホームページ等に男女共同参画に関する記事を定期的に掲載して、男性も家事、育児等の家庭生活に主体的に関わっていくよう、意識啓発を行います。また、育児・介護休暇制度を利用しやすくするような具体的な情報提供、啓発活動を行っていくとともに、企業への働きかけを実施していきます。

②関連法制度等の広報・啓発

継続実施

観光産業課

- ▶ 国や県と連携しながら、男女が対等な責任を持って仕事と家庭の両立ができる環境を目指し、仕事と生活の調和（ワークライフバランス）等に関わる関係各法や制度の周知活動を継続的に実施していきます。

③育児休業制度の拡充促進

継続実施

観光産業課

- ▶ 国や県と連携しながら、育児休業制度や関連機関が実施している奨励制度等について、住民ならびに村内企業等への周知を図り、男女問わず、育児休業制度の活用促進を働きかけます。

④仕事と子育ての両立を支える保育サービスの充実

継続実施

福祉保健課

- ▶ 現状の保育体制の継続を基本に、保護者のニーズや就労状況を見据えながら、延長保育や一時預り事業などのサービスの拡充について、適宜、検討を進めます。

(2) 子どもの安全対策の推進

具体的な施策・取り組み

①安全な通学路等の確保

継続実施

総務課

- ▶ 小学校前に横断歩道や手押し式信号を設けています。また、通学路には照明や防犯灯を設置し、児童・生徒の安全確保に努めています。今後も財政状況を踏まえながら、必要に応じて、整備を進めていきます。

②交通安全教育等の充実

拡充

教育委員会
福祉保健課

- ▶ 子どもを交通事故から守るため、警察、保育所、幼稚園、学校など関係機関が連携して交通安全教室を実施しています。今後も継続して実施し、交通安全教育の充実を図ります。また、通学路の危険個所の点検をPTAが計画し、実際の現場に役場の建設課・総務課・教育委員会・PTA役員・学校などが一堂に介して点検・改修計画を立案します。

③公共施設等におけるバリアフリー化の推進

継続実施

企画課
福祉保健課

- ▶ 役場・保健福祉センター等に障がい者用のスロープ・トイレを設けています。また、保健福祉センターに子ども用サイズのトイレ、おむつ交換台を設置しています。今後もベビーカー・車イスの利用者の利便性、子どもの安全性を高めるため、財政状況等を踏まえながら、計画的に公共施設のバリアフリー化を推進します。

④犯罪に関する情報提供の推進

継続実施

教育委員会

- ▶ 広報や学校だより、生徒指導部会からの「安全だより」等により情報提供を行っています。小・中学校では保護者に対し、不審者目撃情報等のメール配信を行っています。また、日頃より防犯訓練等を実施し、児童や教職員に対して正しい知識や情報等を提供しており、今後も継続していきます。

⑤パトロール活動の推進

継続実施

教育委員会

- ▶ 小学校下校時にボランティアによるパトロールを実施しています。今後もパトロール活動の推進を図ります。

⑥防犯ボランティア活動の支援

継続実施

教育委員会

- ▶ 警察署と連携し、「こども 110 番の家」を実施しています。今後も地域のボランティア活動に対する支援を積極的に推進します。

⑦児童公園の整備

継続実施

福祉保健課

- ▶ 遊具の点検等、安全管理に努めます。

4 きめ細かな取り組みを必要とする子どもと家庭への支援

度々テレビや新聞等で報道されるよう、全国的に児童虐待の被害は後を絶ちません。虐待は、心身を傷つけるだけでなく、将来の子どもの性格や物事の考え方にまで悪影響を及ぼします。

児童虐待をはじめとする要保護児童対策については、保護者の不安や心配、悩みが軽減され、責任とゆとりを持って子育てができるように、ひとり親家庭への総合的な自立支援の推進、障がい児対策の充実、子どもの貧困対策への取り組み、子どもへの虐待防止対策等のきめ細かな支援や適切な指導を、関係機関等と連携しながら総合的に進めていきます。

施策の方向

(1) 児童虐待防止対策等の充実	
①問題を抱える児童への支援	②児童虐待防止法の啓発
③虐待の早期発見と予防	④要保護児童対策地域協議会の運営
(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進	
①ひとり親家庭等の経済的な支援体制の充実	②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実
③子どもの貧困対策に関する地域ネットワークの構築	
(3) 障がいのある児童等への支援	
①障がい児に対する適切な医療、医学的リハビリテーション	②障がい児支援体制の充実

(1) 児童虐待防止対策の充実

具体的な施策・取り組み

①問題を抱える児童への支援

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- 児童相談所等の関係機関との連携を強化するとともに、学校・友人や家庭教育の不安や悩みなどに対する相談体制等の充実に努め、今後もきめ細かな支援を行います。また、必要に応じて家庭訪問などを実施していきます。

②児童虐待防止法の啓発

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- 認定こども園、保育所、家庭的保育事業所、企業主導型保育事業所、学校、児童相談所、民生委員・児童委員、主任児童委員、警察、県などの関係機関、関係団体と連携しながら、あらゆる機会や媒体を通じて、児童虐待防止法の啓発を図るとともに、虐待を発見した場合における通告義務の周知活動を継続的に行っていきます。

③虐待の早期発見と予防

継続実施

福祉保健課

- 健康相談、健康診査、訪問指導などあらゆる機会における児童虐待の早期発見や関係機関と連携した支援を行います。

④要保護児童対策地域協議会の運営

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- 児童虐待の発生予防から、早期発見・早期対応、アフターケアに至るまでの総合的な支援を講じるため、福祉、医療、保健、教育、警察などの地域の関係機関が連携を図り、要保護児童対策地域協議会を運営しています。より複雑化・多様化した案件にも対応できるよう実務者会議の充実に努めるなど、連携をさらに強化します。

(2) ひとり親家庭等への自立支援の推進

具体的な施策・取り組み

①ひとり親家庭等の経済的な支援体制の充実

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- ▶ 経済的な支援が必要なひとり親家庭等に対し、児童扶養手当の支給、ひとり親家庭等医療費助成、保育料の減免等の経済的支援を継続実施するとともに、支援を必要とする人が制度を活用できるよう、各種制度のパンフレット等の窓口配布など、制度の周知徹底に努めます。
- ▶ 小中学校に通う児童扶養手当受給世帯や住民税非課税世帯については、就学援助が受けられるよう、教育委員会に対し、適切な情報提供に努めます。

②ひとり親家庭等に対する相談体制・情報提供の充実

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- ▶ ひとり親家庭等に対して相談体制の充実を図り、助言・指導を行うとともに、状況に応じて関係機関の紹介を行うなど、情報提供の強化に努めます。

③子どもの貧困対策に関する地域ネットワークの構築

新規

福祉保健課
教育委員会

- ▶ 子どもの貧困対策として、関係機関が密接に連携し、貧困の状況にある子どもたちのニーズに沿った総合的な支援を実施するため、支援機関と支援機関をつなげ、支援機関同士が連携しあう体制づくりを担う地域コーディネーターの養成に努めます。

(3) 障がいのある児童等への支援

具体的な施策・取り組み

①障がい児に対する適切な医療、医学的リハビリテーション

継続実施

福祉保健課

- ▶ 施設等の情報提供を、問い合わせに応じて行っています。今後も、関係機関との連携を強化し、適切な情報提供に努めます。

②障がい児支援体制の充実

継続実施

福祉保健課
教育委員会

- ▶ 認定こども園、保育所・学校等で障がいのある子どもに適切に対応できるよう、障がいのある子どもが就学後の学校生活に対応できるよう、職員、教員等が積極的に各種研修会に参加し、資質向上を図ります。

5 子どもの心身の健やかな成長に資する教育環境の整備

子どもは学校教育を通じて、学問的な教育はもちろんのこと、他者との協調性や他者への思いやり、判断力・思考力・表現力、興味のある分野の発見など、様々な経験をして心身ともに成長していきます。教育は子どもの将来に非常に大きな影響を与える可能性があるものであることから、子どもの受ける教育は、一人ひとりに合った質の高い教育でなくてはなりません。そのために、学校教育における支援員の適正配置などを行い、児童・生徒一人ひとりの状況を把握し、適切な指導の提供を図っていきます。

また、職員の資質向上に向けた研修への参加促進等で、より充実した教育の提供ができるよう取り組んでいきます。加えて、学校生活におけるいじめや閉じこもりといった問題に対して早期に対応できるよう、相談体制を整え、解決に向けた取り組みが行えるよう努めます。

施策の方向

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

- | | |
|-------------------------|----------------------|
| ①子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 | ②地域人材活用推進事業 |
| ③子どもの心に響く道徳教育の充実 | ④多様な体験活動の推進 |
| ⑤健康教育の推進 | ⑥スポーツ少年団活動 |
| ⑦教員一人ひとりの能力や実績に応じた研修 | ⑧安全管理に関する取り組み |
| ⑨幼児教育についての情報提供の推進 | ⑩小学校と中学校の連携体制 |
| ⑪学校評議員制度の活用 | ⑫次代の親の育成に関する教育・広報・啓発 |

(2) 家庭や地域の教育力の向上

- | | |
|---------|-------------|
| ①自然体験活動 | ②総合型スポーツクラブ |
| ③育成会活動 | ④情報モラル教育の推進 |

(1) 子どもの生きる力の育成に向けた学校教育環境等の整備

具体的な施策・取り組み

①子ども一人ひとりに応じたきめ細かな指導の充実 継続実施 教育委員会

▶ 児童・生徒一人ひとりに対するきめ細かな指導を目的に、加配教諭と支援員2名によるきめ細かな指導を行っています。今後も子どもの個性を大切にされた指導の実践と充実を図るとともに、指導を必要とする児童・生徒が増加傾向にあることを踏まえ、支援員の増加も検討します。

②地域人材活用推進事業 継続実施 教育委員会

▶ 村内の多分野の専門家を指導者としてそれぞれの専門的分野の講義や実技などを通して、児童・生徒がいきいきと学べるよう、学校教育の活性化に資することを目的として実施しています。今後も継続して実施していくとともに、活動内容のさらなる充実を図ります。

③子どもの心に響く道徳教育の充実 継続実施 教育委員会

▶ 学校教育全体における道徳教育の重要性を踏まえ、道徳の時間の充実はもとより、地域との連携による奉仕活動、あいさつ運動などについても積極的な取り組みを進め、社会性や規範意識が高く、郷土愛に満ちた豊かなこころを育みます。

④多様な体験活動の推進	継続実施	教育委員会
<p>▶ 小学校・中学校では総合学習の授業をとり入れ、多様な体験活動を行っています。また、林間学校や自然体験、宿泊学習、職場体験、職業講話、修学旅行なども実施しています。今後も体験活動の一層の推進に努め、内容の充実を図ります。</p>		
⑤健康教育の推進	継続実施	教育委員会
<p>▶ 養護教諭による指導・支援を行っています。保健だよりの発行や健康診断・相談を充実など、生涯にわたる心身の健康の保持増進に必要な知識や適切な生活習慣を身に付けるための健康教育の推進に努めます。</p>		
⑥スポーツ少年団活動	拡充	教育委員会
<p>▶ それぞれのスポーツ少年団に対し活動助成金支給や、体育施設の無料貸出を行っています。今後もスポーツ少年団活動の支援に努め、新規団員の確保を図ります。</p>		
⑦教員一人ひとりの能力や実績に応じた研修	継続実施	教育委員会
<p>▶ 村内の小・中学校教員で構成される学校教育研究会を通じて日々研鑽しています。今後も研修内容等の充実を図り、資質のさらなる向上に努めます。</p>		
⑧安全管理に関する取り組み	継続実施	教育委員会
<p>▶ 防犯カメラの設置により、外来者のチェックを強化したり、安全点検を行ったりする等、安全管理に取り組んでいます。また、児童・生徒には防犯ブザーを配布し、安全の確保を図っています。今後も積極的な取り組みを検討していきます。</p>		
⑨幼児教育についての情報提供の推進	継続実施	教育委員会
<p>▶ 園要覧、月の催し案内により、情報の提供を図っています。今後も情報提供の推進に努めます。</p>		
⑩小学校と中学校の連携体制	継続実施	教育委員会
<p>▶ 小学校と中学校の連絡会を開催し、連絡調整を図りながら、教育効果を高めています。今後も連携体制の強化を図ります。</p>		
⑪学校評議員制度の活用	継続実施	教育委員会
<p>▶ 学校評議員制度は、小学校、中学校ともに4～6名ずつの委員が活動しています。年3回の委員会では、学校の取り組みを提案し、委員の様々な意見を今後の学校運営に生かしています。今後も地域に開かれた学校運営を図り、教育活動を充実します。</p>		
⑫次代の親の育成に関する教育・広報・啓発	継続実施	教育委員会
<p>▶ 学校教育や生涯学習など様々な機会を通して、子どもたちが自分の生き方について深く考えるよう指導を行うとともに、子育ての基本的な考え方や楽しさ、男女が協力して家庭を築くことの意義や大切さを、くり返し啓発していきます。</p>		

(2) 家庭や地域の教育力の向上

具体的な施策・取り組み

①自然体験活動

継続実施

教育委員会

- ▶ 子どもたちが地域社会で活動し、自然や社会の現実に触れる機会を豊富に持てるように、ジュニア・リーダーキャンプ等を行っています。今後も、より多くの子どもたちが参加できるよう、PR活動を推進するとともに、事業の一層の充実を図ります。

②総合型スポーツクラブ

拡充

教育委員会

- ▶ 総合型スポーツクラブとして忍野スポーツクラブが円滑に運営されており、多種多彩なスポーツ教室やスポーツ大会の開催など、あらゆる運動の機会を提供しています。今後は、クラブの周知を図り、会員の増員に努めます。

③育成会活動

継続実施

教育委員会

- ▶ 子どもたちが地域の活動として、清掃活動、夏休みに数日間ラジオ体操を行っています。今後も、子どもたちが参加できるよう、地域の役員と連携し一層の充実を図ります。

④情報モラル教育の推進

継続実施

教育委員会

- ▶ 子ども自身がインターネットや携帯電話等の有害情報から身を守ることができるよう、小中学校でインターネット等の正しい利用方法やマナーに関する情報モラル教育を推進します。

第6章 計画の推進に向けて

1 計画の推進体制

本計画は幅広い分野において、多岐にわたる子育て施策を盛り込んでおり、きめ細やかな取り組みが必要とされます。そのため、本計画を村民へ広く周知するとともに、各年度において計画の実施状況を把握し、その結果をその後の取り組みの改善や充実に反映させていくことが重要です。

(1) 推進体制の確立

計画の推進にあたっては、住民・家庭、認定こども園・保育所等、学校、企業・事業所、地域、行政等の各機関がそれぞれの役割を果たしながら、相互に連携・協力を図り、子育て家庭を村全体で支えていく体制の整備を推進していくことが重要です。

【 計画を推進するにあたっての各主体の役割 】

家庭の役割

- * 家庭や子育てのあり方、少子化への理解を進め、親子の絆を深めるとともに、安らぎの場としての家庭づくりに努めましょう。
- * しつけ、扶養、家事、介護など、お互いに助け合いながら、家族一人ひとりが責任を果たしましょう。

地域の役割

- * 子どもは次代を担う、かけがえのない宝であるという認識のもと、地域ぐるみで子どもの成長や子育てを支援しましょう。
- * 各種の地域団体を中心にしながら、子どもの健全育成に関する活動を積極的に展開しましょう。

認定こども園・保育所等、学校の役割

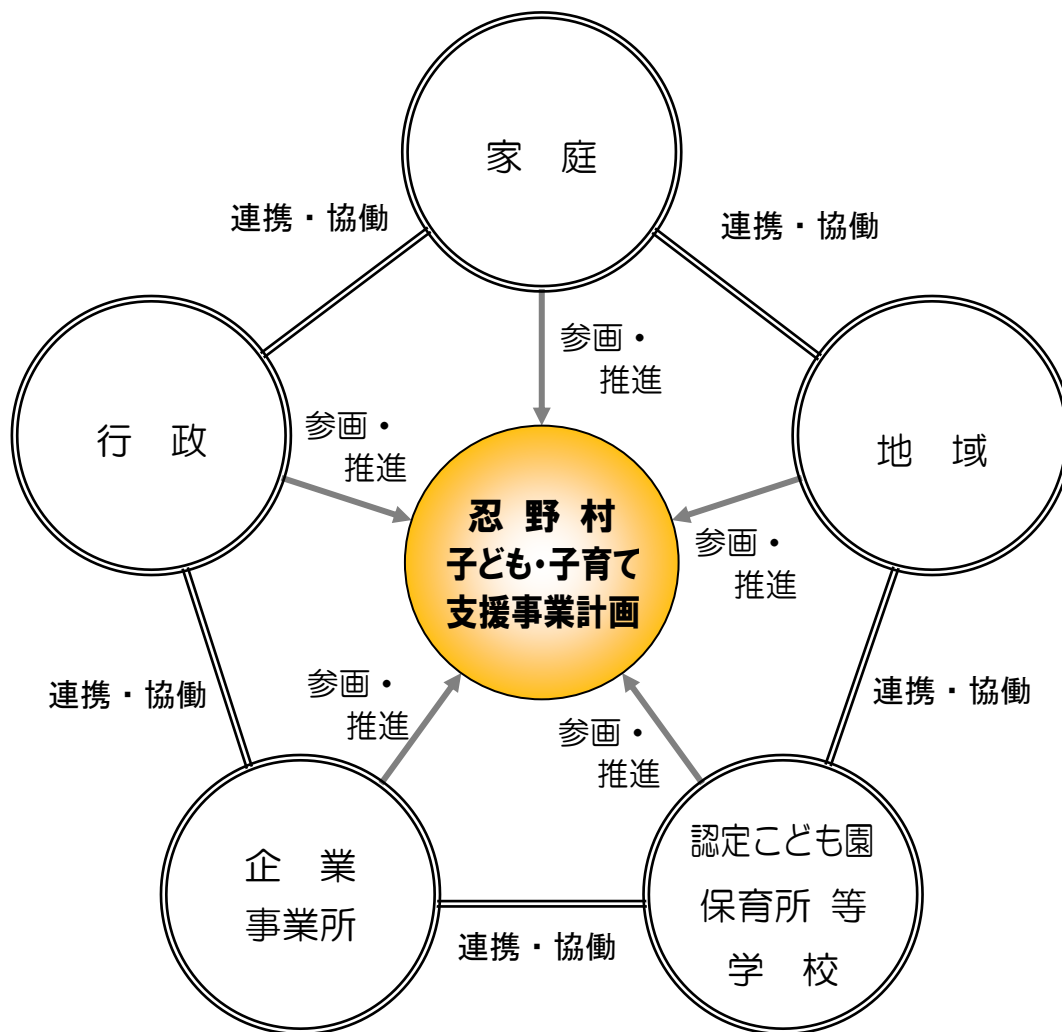
- * 専門的な知識や施設を利用して、子どもの健やかな成長を育む保育、教育の充実に努めます。
- * 地域社会と連携し、地域における子育て支援機関としての役割を、これまで以上に果たします。

企業・事業所の役割

- * 子育てと仕事の両立支援に取り組み、ゆとりある働き方を保障する労働環境の整備に努めましょう。
- * 地域社会の一員として、地域社会への貢献と参画をより一層進めましょう。

行政の役割

- * 家庭、認定こども園・保育所等、学校、地域、企業・事業所と連携を図りながら、幅広い子育て支援の取り組みを推進します。



(2) 情報提供・周知

本村ではこれまで、子育て支援に関する情報及び利用方法などを広報や村のホームページを活用して公開し、村民に対する広報・周知の充実に努めてきました。

今後も、本計画の進捗状況や村内の多様な施設・サービス等の情報を、広報媒体やインターネット、パンフレット等の作成・配布等を通じて、村民への周知・啓発に努めます。

(3) 広域調整や県との連携

子ども・子育てに関する制度の円滑な運営を図るためには、子どもや保護者のニーズに応じて、認定こども園、保育所等の施設、地域子ども・子育て支援事業等が円滑に供給される必要があります。その中で、保育の広域利用、障がいのある子どもへの対応など、村の区域を越えた広域的な供給体制や基盤整備が必要な場合については、周辺市町村や県と連携・調整を図り、今後もすべての子育て家庭が安心して暮らせるよう努めていきます。

2 計画の進行管理

計画の実現のためには、計画に即した事業がスムーズに実施されるように管理するとともに、計画の進捗状況について需要と供給のバランスがとれているかを把握し、年度ごとの実施状況及び成果を点検・評価し、検証していく必要があります。

このため、計画策定・実行・評価・改善（PDCA）サイクルを重視し、定期的に、関係機関や団体と連携を図りながら、計画の基本目標の達成に向けて施設状況や事業の進捗状況の把握・評価を行います。その結果については、その後の施策の実施に反映していくとともに、必要に応じて施策の内容や取り組み方法等の見直しを行うこととします。



1 忍野村児童館運営委員会 設置規則

平成 16 年 9 月 1 日

規則第 12 号

改正 平成 20 年 3 月 31 日規則第 3 号

平成 25 年 10 月 11 日規則第 19 号

(設置)

第 1 条 忍野村児童館(以下「児童館」という。)の有効かつ合理的な運営を図ることを目的として、忍野村児童館運営委員会(以下「運営委員会」という。)を設置する。

(機能)

第 2 条 運営委員会は、児童館の運営及び企画について、調査、研究及び審議を行い、事業の発展充実に努める。また、「忍野村放課後子どもプラン及び子ども・子育て支援事業計画」の策定及び運営について考察、検証を行い、事業の発展充実に努める。

(組織)

第 3 条 運営委員会は、次に掲げる者のうちから村長が委嘱する。

- (1) 行政機関関係者
- (2) 主任児童委員
- (3) 地域の児童の保護者及び住民が組織する団体の代表者
- (4) 教育機関関係者
- (5) 社会福祉関係団体代表者
- (6) 学識経験者

(任期)

第 4 条 委員の任期は、委嘱後 1 年とし、役職によって選出された委員は、その期間とする。

- 2 委員の再任は、妨げない。
- 3 委員が欠けたときの補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(役員)

第 5 条 運営委員会には、委員長及び副委員長各 1 人を置く。

- 2 委員長及び副委員長は、委員が互選する。
- 3 委員長は、委員会を代表し、会務を総理する。
- 4 副委員長は、委員長を補佐し、委員長に事故があるときは、その職務を代行する。

(会議)

第 6 条 運営委員会は、委員長が必要に応じて招集する。

- 2 委員長が必要と認めるときは、関係職員及び議事に関係ある者を会議に出席させ、意見を述べさせることができる。

(庶務)

第 7 条 運営委員会の庶務は、福祉保健課で行う。

(その他)

第 8 条 この規則に定めるもののほか、運営委員会に関し必要な事項は、運営委員会が定めるものとする。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

附 則(平成 20 年規則第 3 号)

この規則は、平成 20 年 4 月 1 日から施行する。

附 則(平成 25 年規則第 19 号)

この規則は、公布の日から施行する。

2 忍野村子ども・子育て支援運営委員会 委員名簿

(敬称略)

氏名		役職等	
1	天野 義信	忍野村民生委員会会長	委員長
2	堀内 忠治	忍野村教育長	副委員長
3	渡邊 顕麗	忍野村教育課長	委員
4	堀内 博文	忍野小学校校長	委員
5	堀内 修	忍野小学校PTA会長	委員
6	田邊 恵子	忍野村主任児童委員	委員
7	遠山 文子	忍野村主任児童委員	委員
8	篠原 誠	忍野村放課後児童クラブ保護者会長	委員
9	渡邊 恵子	忍野村社会福祉協議会事務局長	委員
10	天野 立身	忍野児童館長	委員
11	金丸 千春	忍草保育所長	委員
12	前田 明美	内野保育所長	委員
13	大森 英子	認定こども園忍野幼稚園長	委員
14	尾藤 安喜子	森の中の保育園 エンジェルの森 園長	委員

3 忍野村子ども・子育て支援事業計画策定経過

年 月 日	内 容
平成 30 年 12 月～ 平成 31 年 1 月	<p>子ども・子育て支援事業計画策定に関するニーズ調査の実施</p> <p>対 象 者:【就学前】村内在住で、就学前の子どもがいる全世帯 【小学生】村内在住で、小学1～5年生の子どもがいる全世帯</p> <p>対 象 数:【就学前】504 世帯 【小学生】240 世帯</p> <p>調査方法:【就学前】(施設に通園・通所している場合)施設配布・施設回収 (施設に通園・通所していない場合)郵送配布・郵送回収 【小学生】施設配布・施設回収</p> <p>回収状況:【就学前】有効回収数 336 票(有効回収率:66.7%) 【小学生】有効回収数 183 票(有効回収率:76.3%)</p>
令和元年 12 月 16 日	<p>第 1 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会</p> <p>(1) 統計データからみる忍野村の現状 (2) ニーズ量算出について (3) 今後のスケジュールについて</p>
令和 2 年 2 月 5 日	<p>第 2 回子ども・子育て支援事業計画策定委員会</p> <p>(1) 子ども・子育て支援事業計画の素案について (2) 今後のスケジュールについて</p>
令和 2 年 3 月 20 日～ 令和 2 年 3 月 29 日	<p>パブリックコメント</p> <p>提出された意見等 0 件</p>

第2期 忍野村
子ども・子育て支援事業計画
(令和2年度～令和6年度)

令和2年3月

編集・発行：忍野村役場 福祉保健課
住所：〒401-0511
山梨県南都留郡忍野村忍草 1445-1
(保健福祉センター内)
電話：0555-84-7795
FAX：0555-84-1036
URL：<http://www.vill.oshino.lg.jp/>